

第90回 福島復興学会

2025年の 福島復興に関する研究の成果

2025年10月22日

川崎興太

【本日の発表内容】

1. 川崎興太（2025.3）「原子力災害からの復興に関する市町村の認識－福島復興政策の終期を見据えた基礎研究－」『土地総合研究』第33巻第1号（2025年冬号）， pp. 72-91
https://www.lij.jp/html/jli/jli_2025/2025winter_p072.pdf
2. 川崎興太（2025.5）「福島の復興に関する50の教訓」『土地総合研究』第33巻第2号（2025年春号）， pp. 72-113
https://www.lij.jp/html/jli/jli_2025/2025spring_p072.pdf
3. 川崎興太（2025.8）「原子力被災者と福島復興政策の関係構造」，日本建築学会原発長期災害対応特別研究委員会『公害としての原発長期災害と水俣病』， pp. 69-73
4. 川崎興太（2025.8）「再生可能エネルギーと復興災害」，日本建築学会原発長期災害対応特別研究委員会『公害としての原発長期災害と水俣病』， pp. 74-81
5. 川崎興太（2025.9）「原子力災害からの復興に関する自治体の要望－福島原発事故後における浪江町の要望書の分析－」，『土地総合研究』第33巻第3号（2025年夏号）， pp. 75-97
https://www.lij.jp/html/jli/jli_2025/2025summer_p075.pdf

1

川崎興太（2025.3）「原子力災害からの復興に関する市町村の認識－福島復興政策の終期を見据えた基礎研究－」『土地総合研究』第33巻第1号（2025年冬号）， pp. 72-91

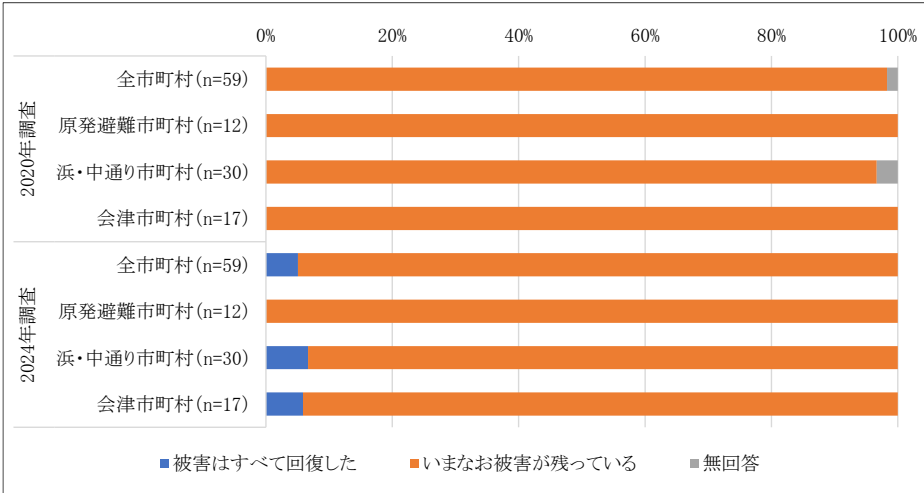
https://www.lij.jp/html/jli/jli_2025/2025winter_p072.pdf

川崎興太（2025.3）「原子力災害からの復興に関する市町村の認識－福島復興政策の終期を見据えた基礎研究－」『土地総合研究』第33巻第1号（2025年冬号）， pp. 72-91

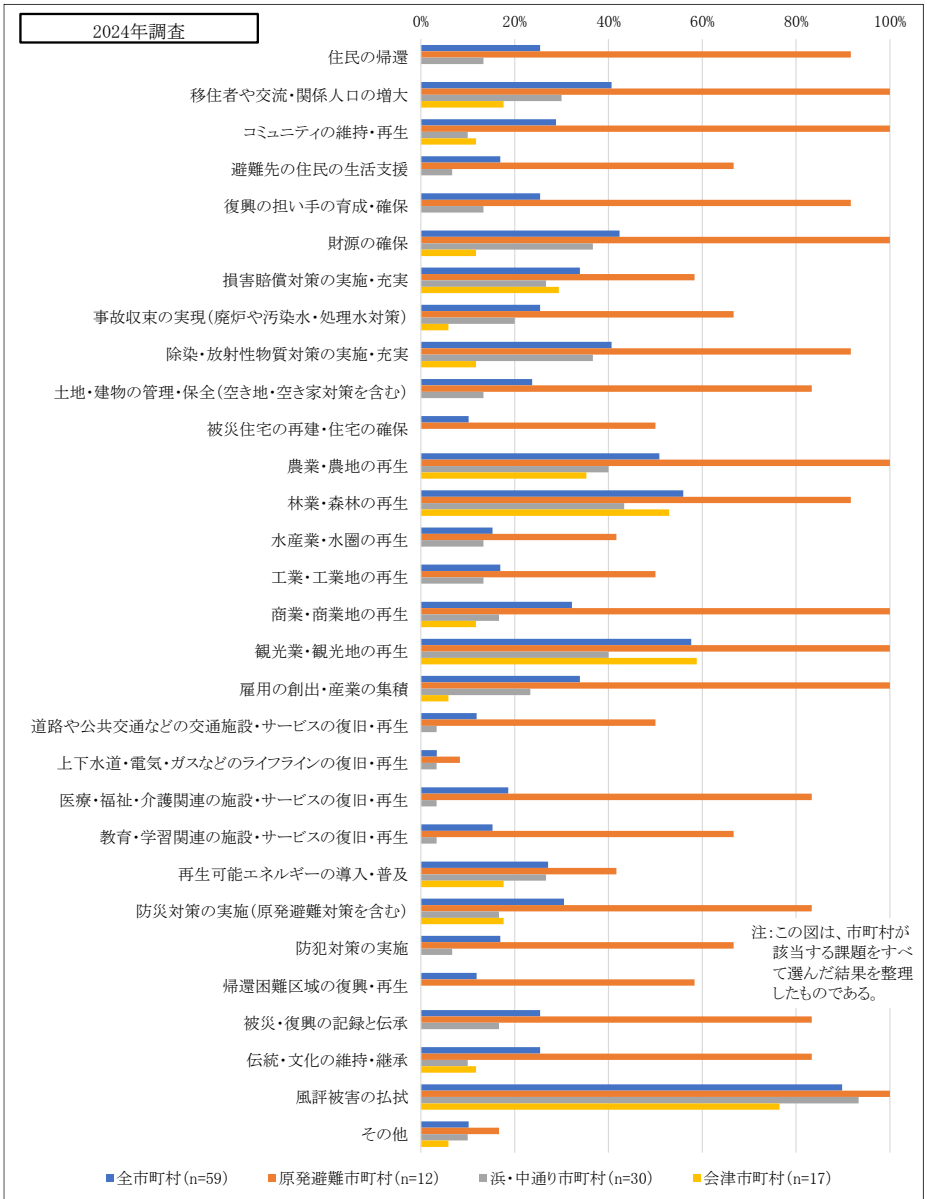
アンケート調査の概要

	2020年調査	2024年調査
調査目的	福島原発事故が発生してから10年を迎えるにあたり、復興を担う基本的な行政主体として位置づけられた市町村による復興の実態や復興政策に関する評価を把握すること	2026年度から2030年度までの（仮称）第3期復興・創生期間が国による福島の復興の「総仕上げ」の時期になるとの認識のもとに、復興を担う基本的な行政主体として位置づけられている市町村の原子力災害からの復興に関する認識を明らかにすること
調査対象	福島県内の全59市町村	福島県内の全59市町村
調査期間	2020年7月～9月	2024年8月～10月
配布数	59市町村	59市町村
回収数	59市町村（回収率100%）	59市町村（回収率100%）

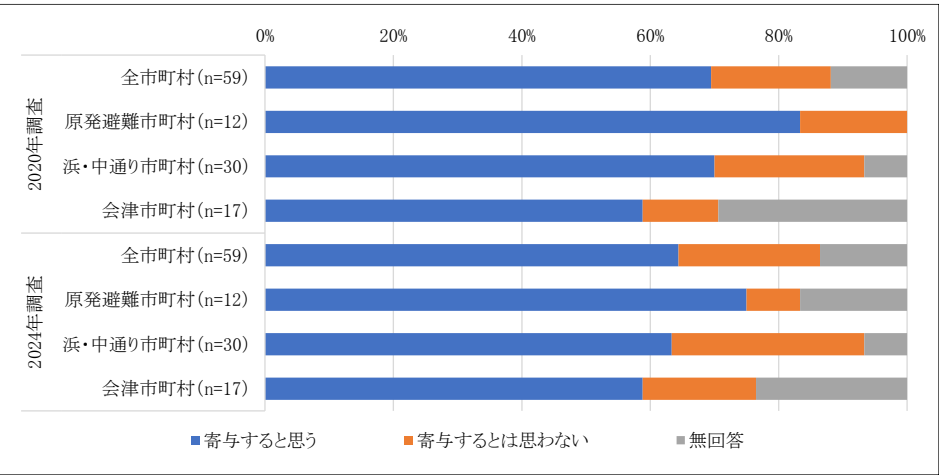
福島原発事故の発生に伴う被害の回復状況に関する認識



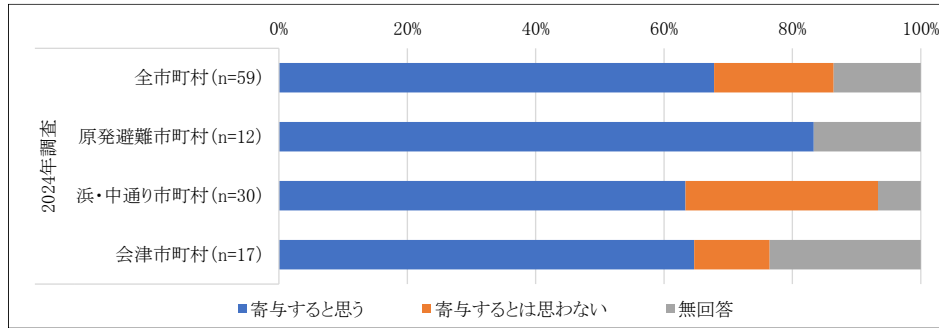
原子力災害からの復興に関する課題の認識



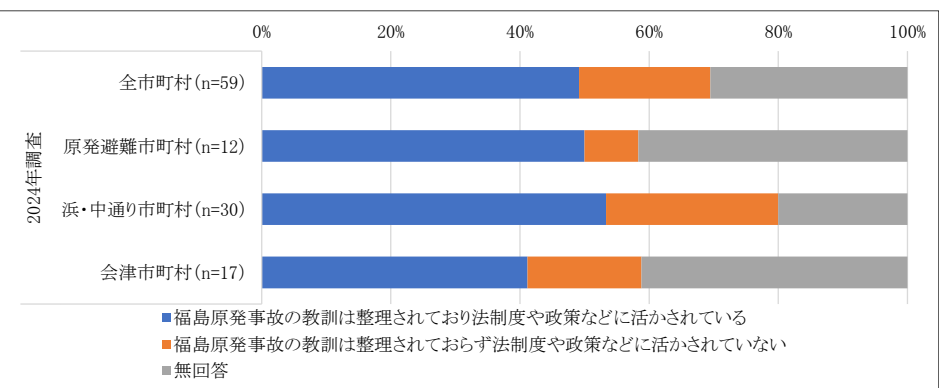
福島イノベーション・コースト構想の復興への寄与に関する認識



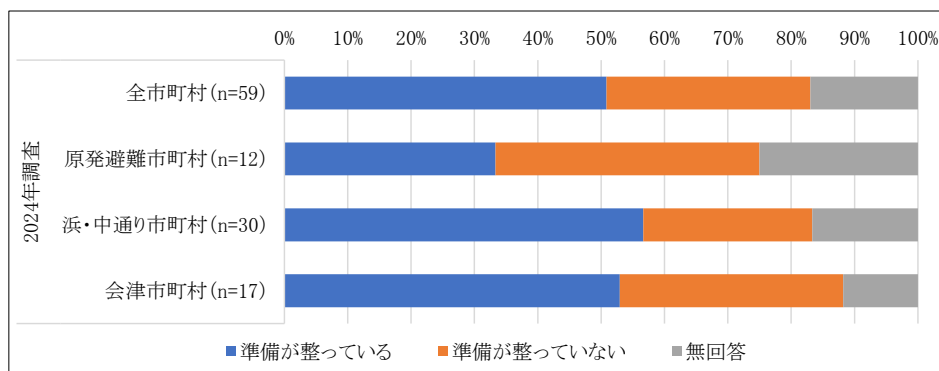
福島国際研究教育機構（F-REI）の復興への寄与に関する認識



福島原発事故の教訓の法制度や政策などでの活用に関する認識



福島原発事故と同様の原発事故が発生した場合における応急対応や復旧・復興等の準備状況に関する認識



2

川崎興太（2025.5）「福島の復興に関する50の教訓」『土地総合研究』第33巻第2号（2025年春号）， pp. 72-113

https://www.lij.jp/html/jli/jli_2025/2025spring_p072.pdf

			教訓	
(1)「福島原発事故の発生の原因の究明と責任の所在の解明」に関する教訓			教訓 1. 福島原発事故の文明災としての共通認識の確立	
			教訓 2. 福島原発事故の法的責任に関する再検討	
(2)「福島原発事故による被害実態の包括的・総体的な把握と追究」に関する教訓	①原発事故と放射能汚染への継続的な対応		教訓 3. 廃炉と復興を両立させるための条件の整備	
			教訓 4. ALPS処理水対策の必要条件としての地質・地下水調査の実施	
			教訓 5. 長期的な放射能の動態メカニズムの解明	
	②長期的に持続する原子力災害への対策の実施		教訓 6. 原子力災害からの復興の困難性	
			教訓 7. 時間の経過に伴う健康問題の変化	
			教訓 8. 震災関連死と震災関連自殺を防止する復興政策の構築	
	③損害賠償と司法救済のあり方の見直し		教訓 9. 被害総体に対する実態に即した損害賠償の実施	
			教訓10. 大量不法行為に関する司法救済制度の改善	
	(3)「福島原発事故の被災者の生活再建と被災地の復興・再生に関する実態に即した課題の抽出」に関する教訓	①避難元と避難先での生活再建と復興		教訓11. 原子力災害の特質に即した防災・復興法制度の構築
			教訓12. 原子力災害の特質に即した防災・復興体制の構築	
			教訓13. 居住・生活拠点の流動性・複数性の法的保障	
			教訓14. 被災者の生活再建に資する行財政支援の拡充	
②避難元での生活再建と復興		イ. 政策・事業		教訓15. 総合的な放射線防護政策と複線型復興政策の確立
				教訓16. 環境回復を目的とする除染の実施
				教訓17. 復興事業による放射能の拡散に対する懸念への対応
				教訓18. 除染土の再生利用と最終処分に関する国民的な議論の展開
				教訓19. 帰還困難区域の避難指示解除と再生
				教訓20. 復原という理念からの復興という理念の問い直し
				教訓21. 低開発需要地域の再生に向けた都市整備事業と空間計画論に関する検討
				教訓22. 広域的な観点からの復興事業の推進
				教訓23. 復興財源と自治体計画のあり方に関する検討
				教訓24. 自治体の存続と復興の担い手の確保に向けた移住の促進
				教訓25. 家屋の維持管理と空き地の有効活用
				教訓26. 再生可能エネルギーの計画的な普及促進

			教訓
(3)「福島原発事故の被災者の生活再建と被災地の復興・再生に関する実態に即した課題の抽出」に関する教訓	②避難元での生活再建と復興	ロ. 生業・産業	教訓27. 経済・産業の復興のあり方に関する再考
			教訓28. 基幹産業としての農業の再生
			教訓29. 県土面積の大部分を占める森林・林業の再生
			教訓30. 漁業の存続と廃炉の完了の両立
		ハ. 主体・コミュニティ	教訓31. コミュニティ・ベースの活動を通じた主体性と自律性の回復
			教訓32. 住民主体の当事者性あるコミュニティの再生
			教訓33. 行政区単位の自然的な実践によるまちの持続
			教訓34. 中間組織の機能維持と避難者の意向の把握・反映
			教訓35. ビジネスによる地域課題の解決・復興の実現
			教訓36. 若者による地域の魅力づくりへの挑戦とその支援
			教訓37. 復興の担い手の育成に向けた教育の実施
			教訓38. 復興の行政主体である自治体の職員に対する支援のあり方の検討
	③避難先での生活再建と復興		教訓39. 原子力災害の特質に即した避難者の生活再建支援
			教訓40. 避難者の避難先での住民としての地位・権利の保障
			教訓41. 広域的・長期的な避難生活を支える応急仮設住宅制度の構築
			教訓42. 広域的・長期的な避難生活を支える「仮の町」の形成に資する制度の構築
			教訓43. 復興公営住宅におけるコミュニティの維持・形成の支援
			教訓44. 避難先自治体の住民生活やまちづくりへの影響の緩和
			教訓45. 避難者支援にかかわる支援者のマネジメント
(4)「原発事故の再発防止策と再発した場合の被害の最小化策の合理性に関する確認」に関する教訓	①原発事故の再発防止		教訓46. 国民全体での未来の暮らしという観点からの原子力政策の問い直し
			教訓47. 多視点からの教訓の抽出と伝承を通じた国民の当事者性の拡張
	②原発事故が再発した場合の被害の最小化		教訓48. 福島原発事故の経験に関する一層の検証に基づく次なる原発事故への準備
			教訓49. 原子力防災計画・避難計画の実効性に関する検証
			教訓50. 原子力発電所に関する防災・減災都市計画制度の構築

3

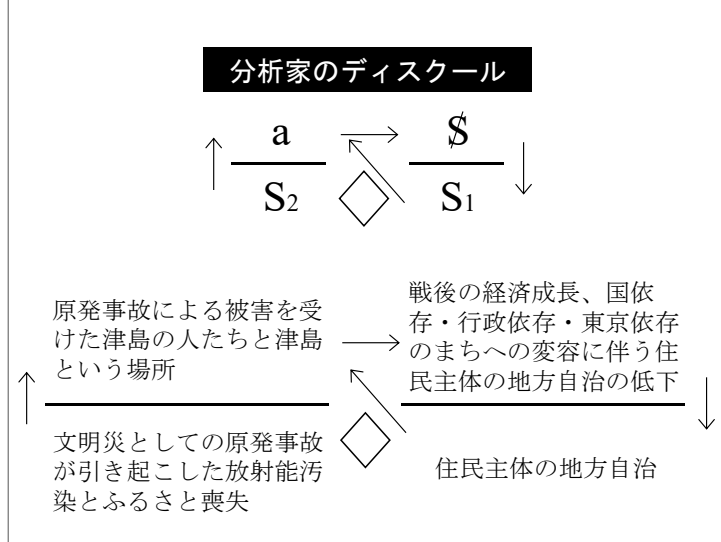
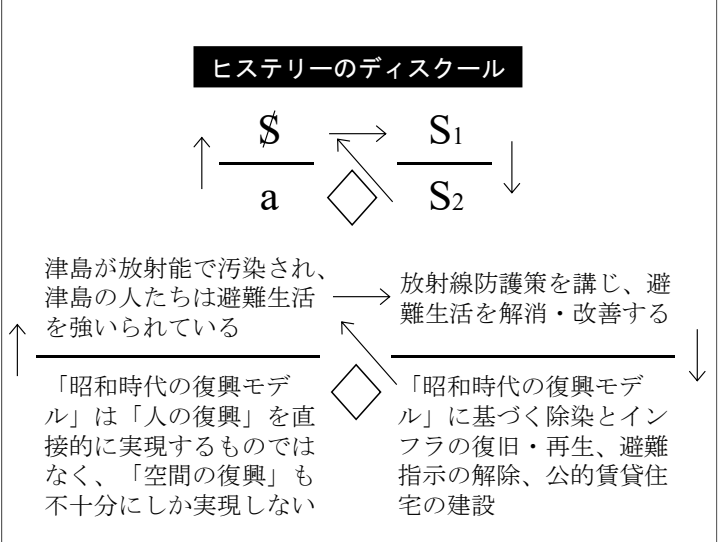
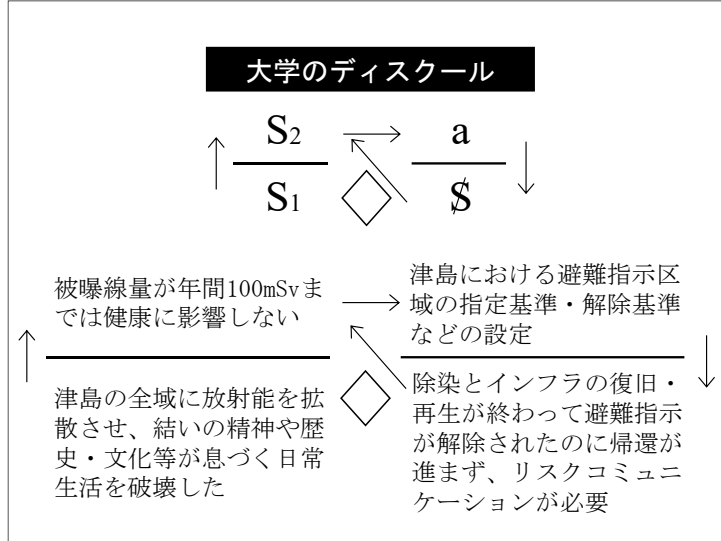
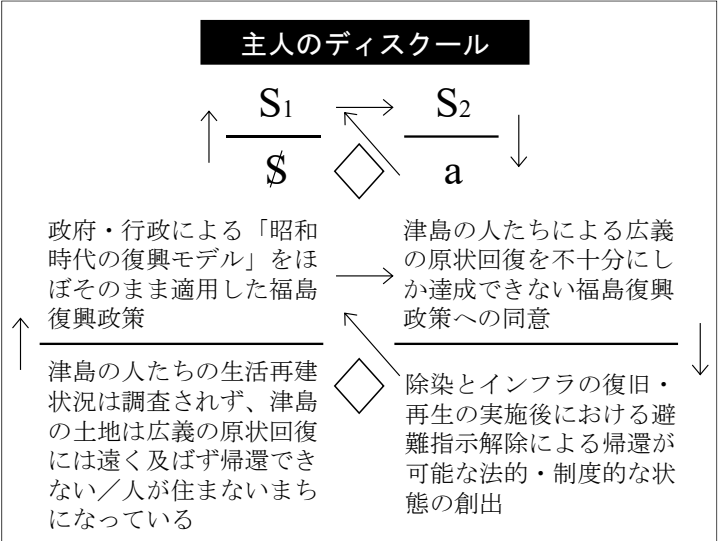
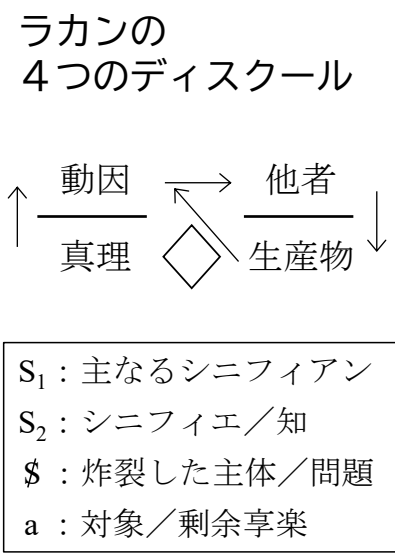
川崎興太（2025.8）「原子力被災者と福島復興政策の関係構造」，日本建築学会原発長期災害対応特別研究委員会『公害としての原発長期災害と水俣病』，pp. 69-73

津島原発訴訟の原告が求めていること

1. 原発事故に関する国と東京電力の法的責任を認めてもらうこと
2. 放射能で汚染されたふるさとを原発事故前の姿に戻してもらうこと
3. ふるさとでの平穏な日常生活を失ったことに対する賠償を行ってもらうこと

政府・行政が実施してきた復興政策

- 「昭和時代の復興モデル」を基礎としたインフラの復旧・再生、事故収束、除染、経済産業の復旧・再生、賠償など
- 狭義の原状回復措置としての除染の問題
 - ・効果に関する問題：実施後に年間1mSv超でも終了
 - ・対象に関する問題：森林は基本的に対象外
- ふるさと喪失損害の賠償
 - ・日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害に対する支払い
 - ・ふるさと喪失損害の回復に向けて、特定復興再生拠点区域での避難指示解除、福島再生賃貸住宅の整備、特定帰還居住区域の指定
 - ・いつ津島全体の避難指示が解除されるのか、将来的に津島全体がどうなるのかといったことは示されていない



4

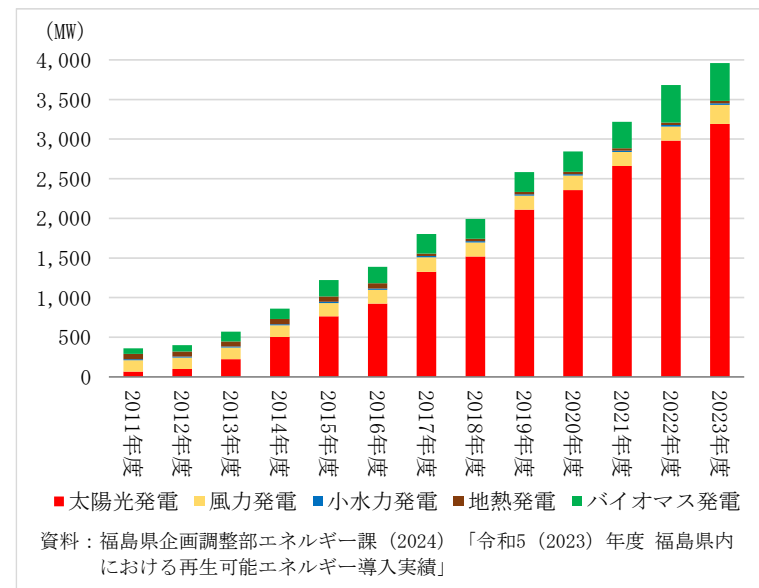
川崎興太（2025.8）「再生可能エネルギーと復興災害」，日本建築学会原発長期災害対応特別研究委員会『公害としての原発長期災害と水俣病』， pp. 74-81

【再エネ施設による復興災害】

- 2011年8月：福島県復興ビジョン
 - ・脱原発と再エネの飛躍的推進
- 2012年3月：福島県再エネ推進ビジョン
 - ・2040年頃にエネルギー需要量の100%以上の再生可能エネルギーを生み出す
 - ・2011年度は24% → 2023年度は55%
- 2012年7月：再エネ特措法の施行
 - ・FIT制度の運用開始
- 景観や防災などの面での問題の顕在化

【法制度の不備】

- 再エネ特措法
 - ・立地規制なし
 - ・2024年4月まで説明会の開催なし
- 土地利用5法
 - ・個別的な行政目的ごとの計画・規制体系 + それぞれに規制が緩い地域
- 環境アセス法
 - ・2020年4月まで環境アセスの対象外



福島県におけるエネルギー種別導入実績



福島先達山太陽光発電所

川崎興太（2025.8）「再生可能エネルギーと復興災害」，日本建築学会原発長期災害対応特別研究委員会『公害としての原発長期災害と水俣病』，pp.74-81

福島県における再生可能エネルギー発電施設の規制条例

市町村	条例名	公布年月日	施行年月日	適用範囲	適用対象	区域指定
大玉村	大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例	2019年12月16日	2019年12月16日	村全域	・太陽光 ・合計出力が10kW以上（建築物の屋根または屋上に設置するものを除く）	（なし）
西郷村	西郷村自然環境等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例	2020年6月19日	2020年6月19日	村全域	・太陽光と風力 ・太陽光は設置区域の土地の合計面積が1,000㎡以上または太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡以上、風力は支柱の高さが10m以上	（なし）
南相馬市	南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	2021年3月26日	2021年4月1日	市全域	・太陽光 ・定格出力が10kW以上（建築物の屋根または屋上に設置するものを除く）	抑制区域（急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、農用地区域）。市長は事業区域の全部または一部が抑制区域内に位置するときは原則として同意しない
川俣町	川俣町再生可能エネルギー発電設備の適正な配置及び維持管理に関する条例	2022年3月16日	2022年4月1日	町全域	・太陽光、風力、バイオマス ・太陽光は発電出力50kW以上、風力は発電出力20kW以上、バイオマスはすべて	（なし）
檜葉町	檜葉町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	2022年12月9日	2023年1月1日	町全域	・太陽光 ・定格出力が10kW以上（建築物の屋根または屋上に設置するものを除く）	（なし）
矢吹町	矢吹町太陽光発電設置事業と地域の調和に関する条例	2023年3月31日	2023年4月1日	町全域	・太陽光 ・定格出力が10kW以上（建築物の屋根または屋上に設置するものを除く）	抑制区域（急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域）。町長は事業区域の全部または一部が抑制区域内に位置するときは原則として同意しない
伊達市	伊達市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2024年3月22日	2024年4月1日	市全域	・すべての再生可能エネルギー源 ・発電出力が10kW以上（太陽光事業で、建築物の屋根、屋上または壁面に設置するもの、抑制区域以外に設置する発電出力が50kW未満のものを除く）	抑制区域（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、農用地区域、保安林など）。市長は事業区域の全部または一部が抑制区域内に位置するときは原則として同意しない
国見町	国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2024年9月6日	2024年10月1日	町全域	・すべての再生可能エネルギー源 ・発電出力10kW以上（太陽光事業で、建築物の屋根、屋上または壁面に設置する事業を除く）	（なし）
福島市	福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例	2025年3月31日	2025年4月1日	市全域	・太陽光、風力 ・太陽光は発電出力が10kW以上（建築物に設置されるものなどを除く）、風力はすべて（建築物に設置されるものなどを除く）	禁止区域（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、鳥獣保護区、水源保護地域など）。発電事業者は、事業区域の全部または一部に禁止区域を含む場合には、太陽光発電施設および風力発電施設を設置してはならない ※上記の禁止区域は太陽光発電施設と風力発電施設に共通する禁止区域だが、それぞれで禁止区域が異なる

【事故前の最大の発電県の歴史】

- 明治期：水力発電所などの整備
- 1951年：国土総合開発法に基づく只見特定地域総合開発計画の策定
- 1971年：福島第一原発の営業運転開始
- 1982年：福島第二原発の営業運転開始
- 2011年：福島原発事故の発生
- 現在：再エネによる復興災害

【未来に向けて】

- 誘致した施設で電気を生み出して外に送り、その過程で被災するという歴史
- なんのための脱原発か、なんのための再生可能エネルギーの普及か
- 日本の近代化に伴って構築された電力システム、ひいては政治・経済システムの再構築

5

川崎興太（2025.9）「原子力災害からの復興に関する自治体の要望－福島原発事故後における浪江町の要望書の分析－」，
『土地総合研究』第33巻第3号
（2025年夏号）， pp. 75-97
https://www.lij.jp/html/jli/jli_2025/2025summer_p075.pdf

1 研究の目的

【昭和時代の復興モデル】

- 市町村が国から補助金を得てインフラの復旧・再生
- これを基礎とする福島復興政策

【原子力災害の特質】

- 被害が広域かつ長期におよび、それゆえに避難が広域かつ長期におよぶ
- 市町村は昭和時代の復興モデルでは対処が困難または不十分な問題に直面
- 国などにさまざまな要望活動を行いながら復興に向けた取り組みの実施

【研究の目的】

- 浪江町役場による国などへの要望書を分析
- 原子力災害からの復興という場面における昭和時代の復興モデルの弱点の一端を明らかにする

福島復興政策

事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

放射能の除染・中間貯蔵・最終処分

公共・生活インフラの復旧・再生

経済・産業の復旧・再生

損害賠償

その他（健康管理、風評被害対策など）

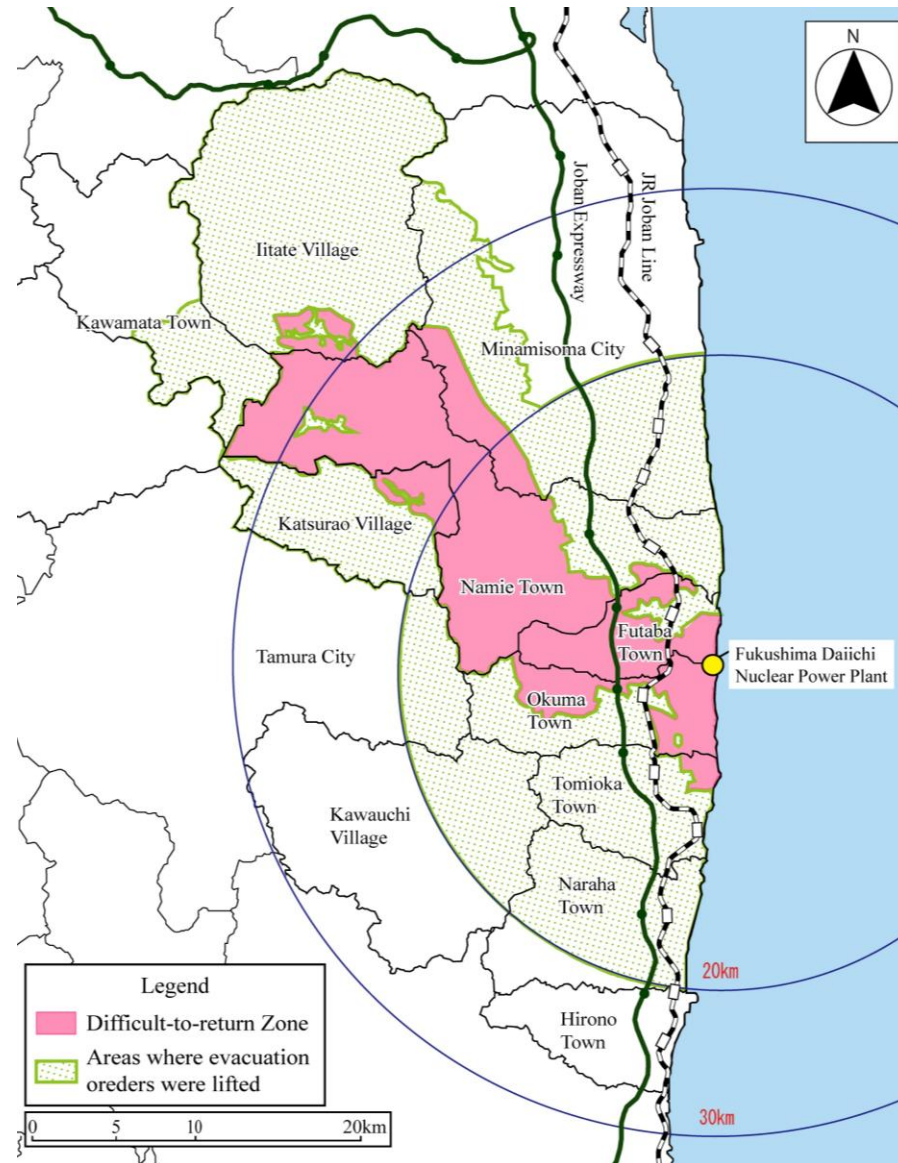
(1) 浪江町の概要

【全町避難と避難指示解除】

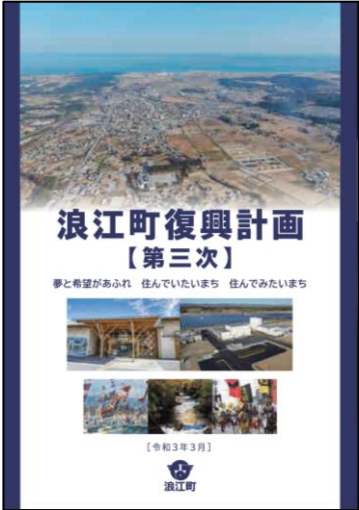
- 原発事故に伴って全町避難
- 2017年3月に一部で避難指示解除
- 2023年3月に特定復興再生拠点区域で避難指示解除
- 今なお行政区域の78%が帰還困難区域

【住民の減少と居住者の減少】

- 原発事故発生時：21,542人
- 2025年3月末：14,443人
 - ・ 居住者：2,291人（16%）
 - ・ 避難者：12,152人（84%）

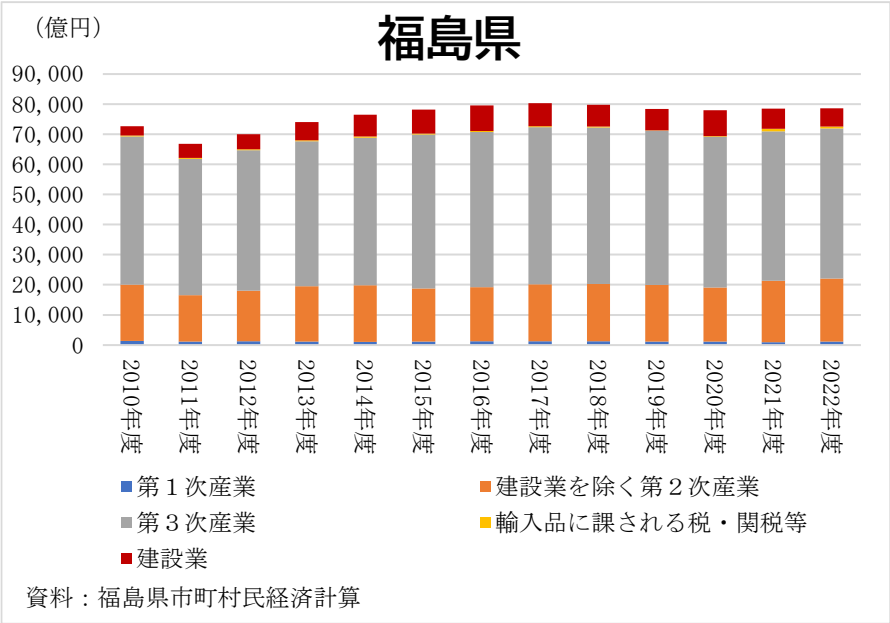
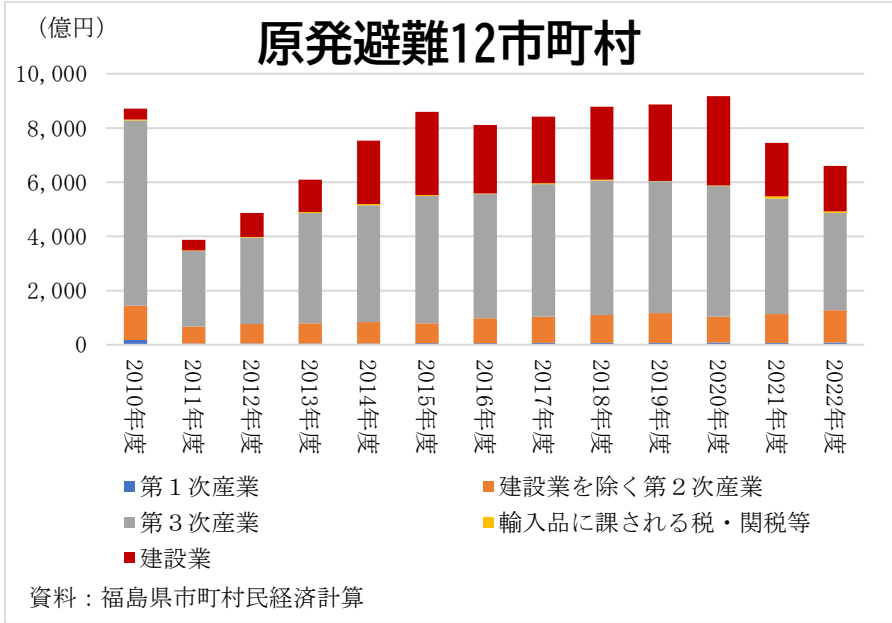
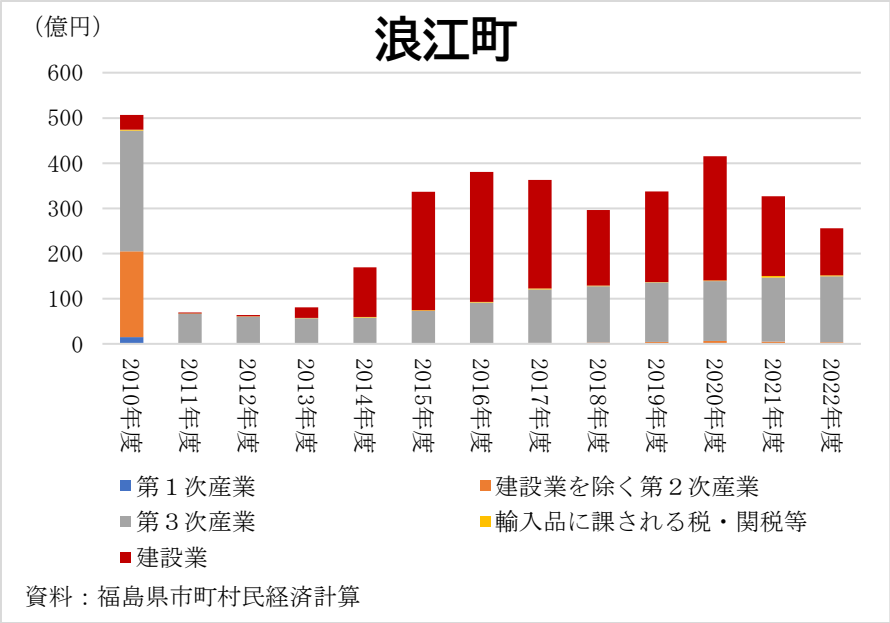


(2) 復興計画の変遷

	浪江町復興計画【第一次】	浪江町復興計画【第二次】	浪江町復興計画【第三次】
策定年月	2012年10月	2017年3月	2021年3月
基本的な性格	避難期を乗り切るための計画	“本格的な復興”に向けた計画	“持続可能なまち”の実現に向けた計画
復興の理念	みんなでともに乗り越えよう 私たちの暮らしの再生に向けて ～未来につなぐ復興への想い～		夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち ～なかよく みんな えがおの 花咲くまち なみえ～
筆頭の基本方針	すべての町民の暮らしを再建する ～どこに住んでいても浪江町民～	先人から受け継ぎ、 次世代へ引き継ぐ “ふるさと” なみえを再生する	夢と希望のある産業と仕事づくり
計画書	全町避難  避難指示の一部解除	 自治体存続の危機	
計画の本質	マン・ツー・マン・ディフェンス	ゾーン・ディフェンス	ゾーン・ディフェンス 2.0

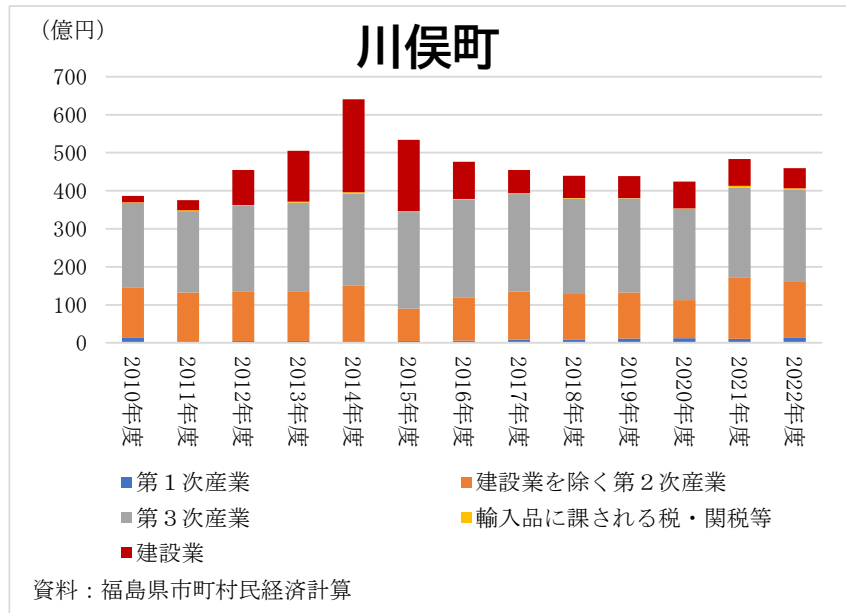
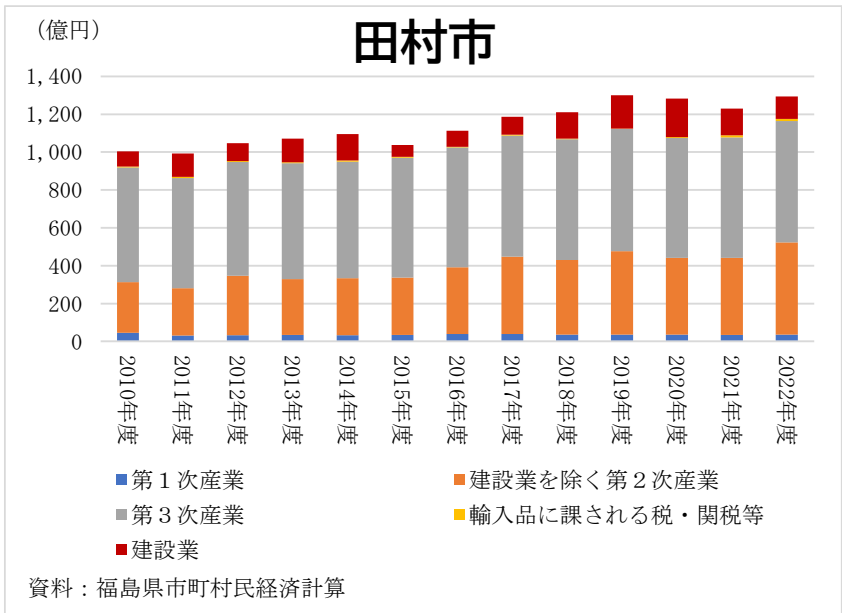
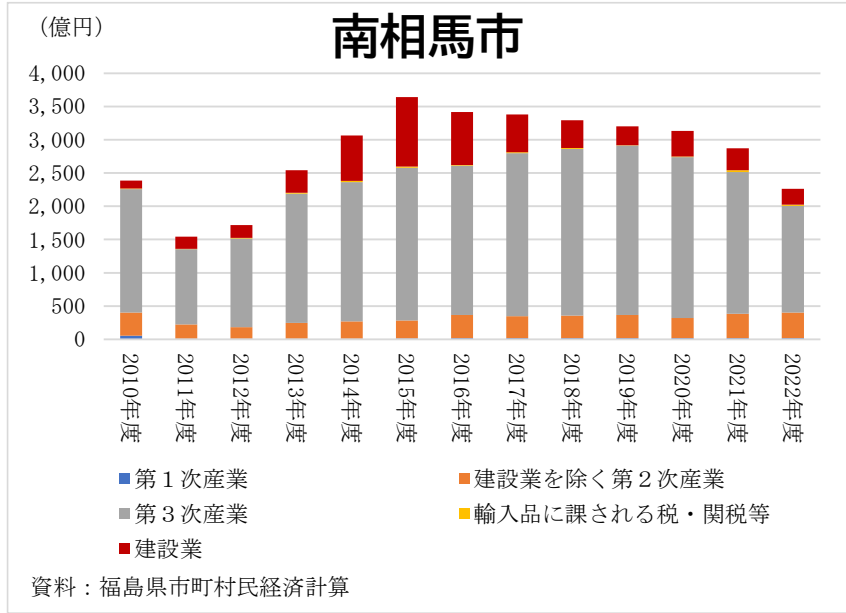
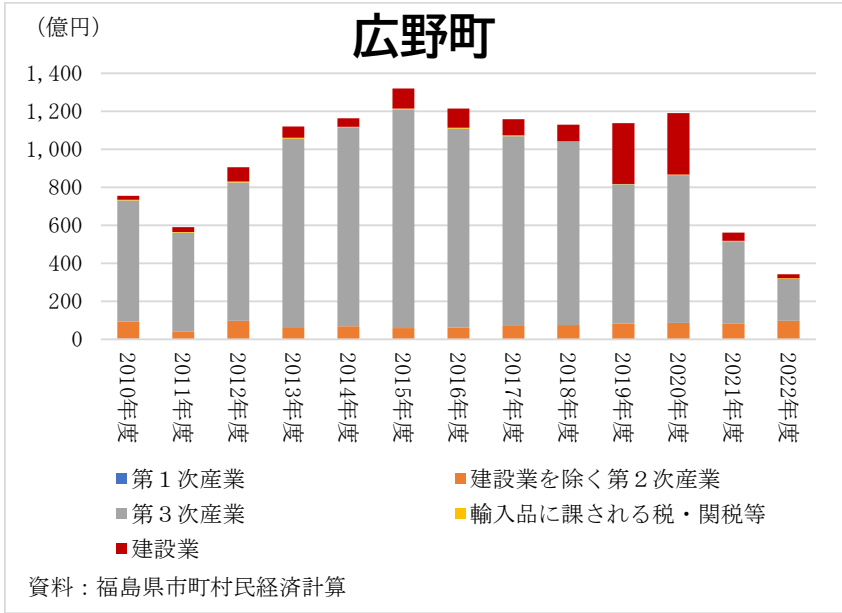
参考：浪江町の経済の状況

- 総生産は原発事故前の51%
- 総生産の41%は復興特需（建設特需）
- 原発避難12市町村ごとに状況は相当に異なる

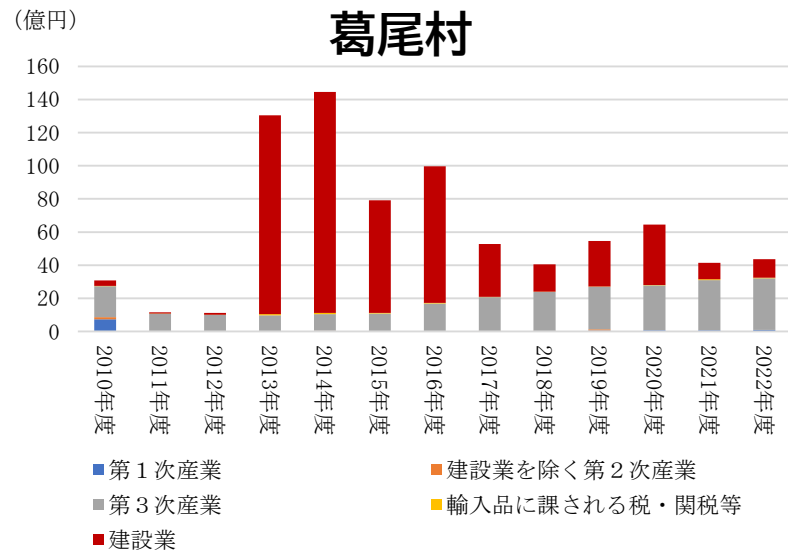


類型①：復興特需があまりなかった × 総生産が事故前後であまり変わらなかった
 ＝避難指示解除が早かった、または、行政区域の一部に避難指示が発令された市町村

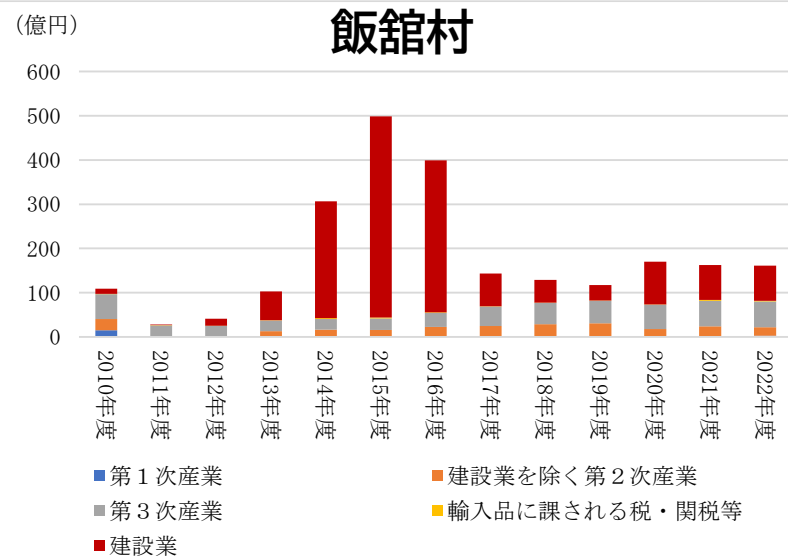
→ 広野町は火力発電などの影響で少し例外的



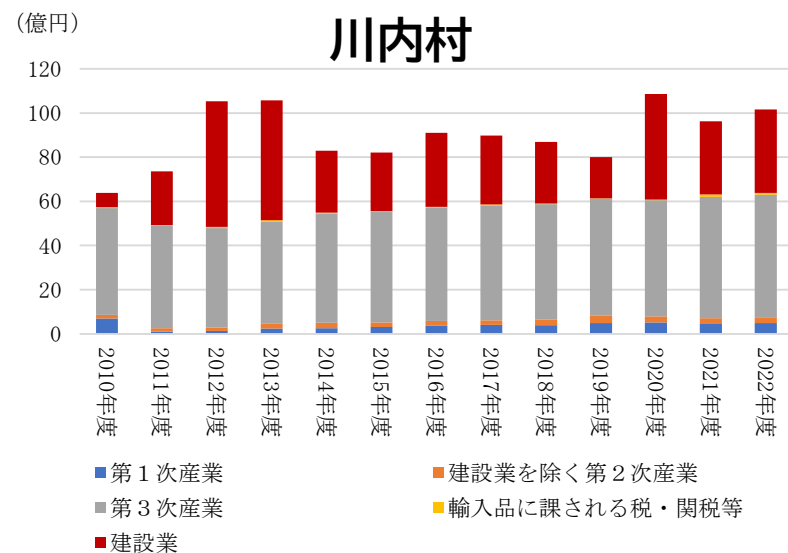
類型②：かつて復興特需に沸いた × 総生産が事故前に戻りつつある ＝避難指示がわりと遅かった阿武隈高地の市町村



資料：福島県市町村民経済計算



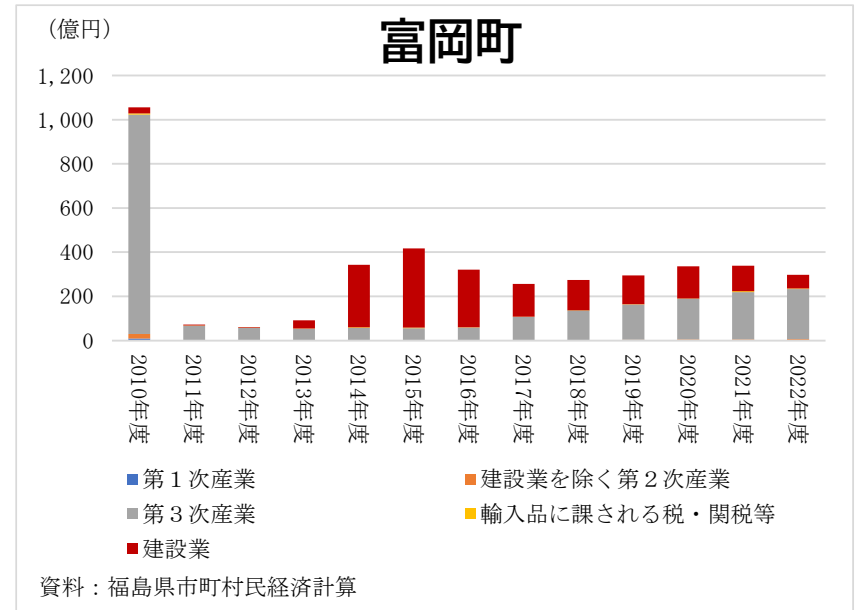
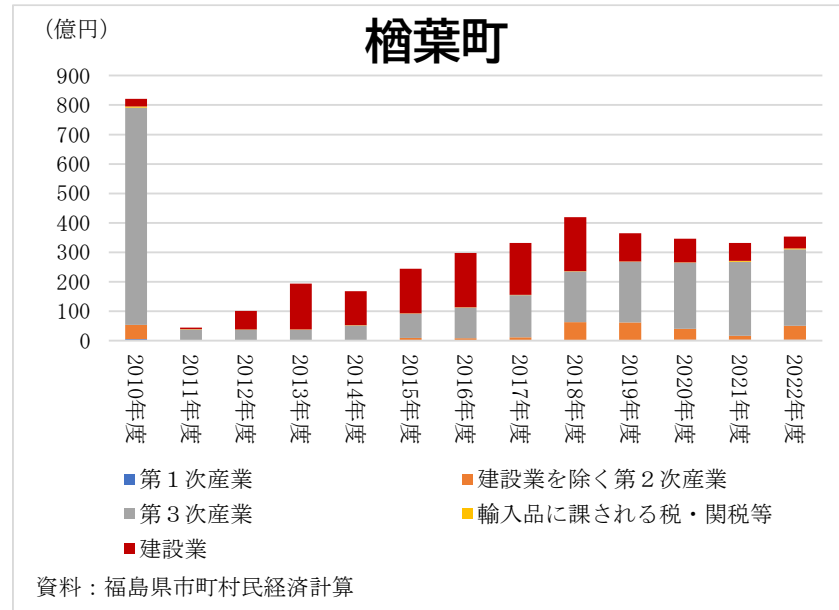
資料：福島県市町村民経済計算



資料：福島県市町村民経済計算

←帰還と同時に復旧・復興を進めた川内村は
少し例外的

類型③：いまなお復興特需が微妙に残る × いまなお総生産が事故前には遠く及ばない ＝避難指示がわりと遅かった福島第二原発が立地する市町村



余白ができたので①

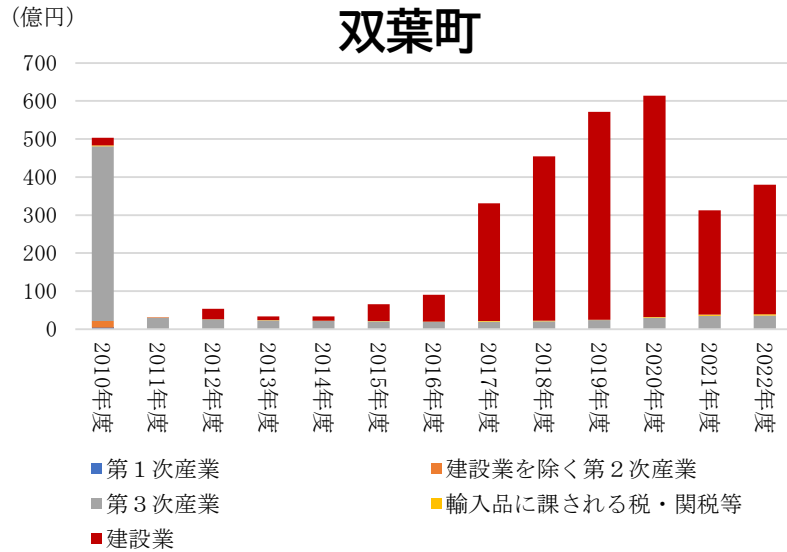
●藍原寛子（2025）『フクシマ、能登、そしてこれから－震災後を生きる13人の物語－』婦人之友社，pp.108-109

高村 薫：私は外の人間ですから、外からポツと行って、何のしがらみもなく眺めて抱いた感想なのですが、ここに何年かして人が戻ってきて、元の暮らしが再生されるとは想像できませんでした。そして何とかその土地へ戻って、元の生活を取り戻そうとしている人々の思いが裏切られるのではないかという気がしてなりません。一生懸命に頑張っている人々の頑張りが生きるような状況に見えない。……

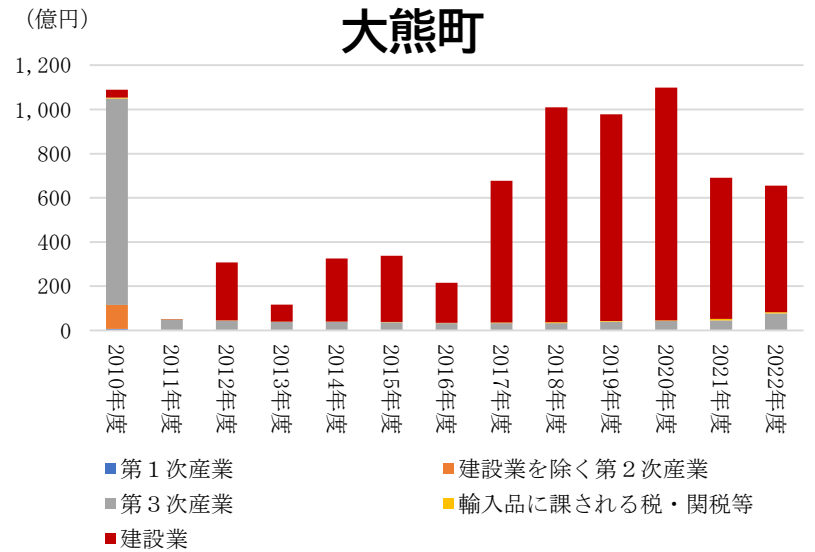
藍原寛子：私が戻ることも復興も、みんな真面目に何とかしようとしています。前の生活を取り戻そう、そこに向けて頑張ろうという目標が作られて邁進しているわけですが、客観的に見ると、もう前と同じようにはならない。例えば、除染した畑を耕して、ようやく収穫物を手にしても、生産者がたたかれたりを、何回も繰り返しているわけです。

高村 薫：それが幻想の物語だったとしてもすがるなければ生きていけないから、そうなっているのではないでしょう。結局のところ、それも私たちの責任です。

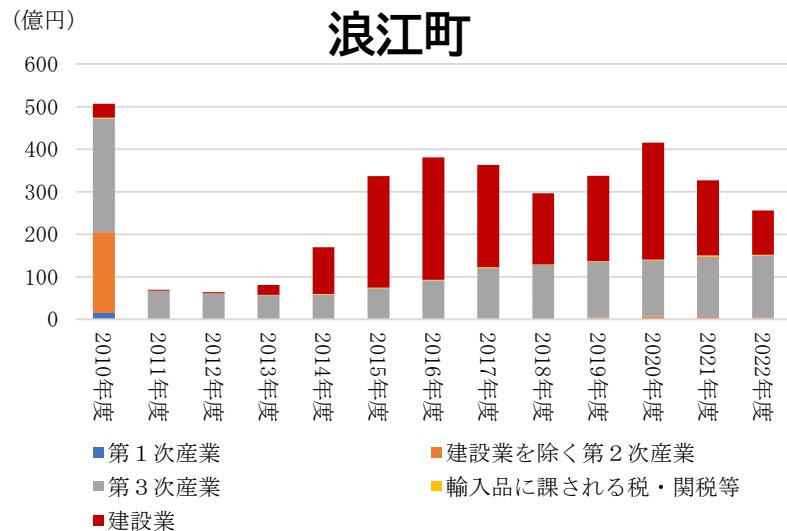
類型④：いまなお復興特需が旺盛 × いまなお総生産が事故前には遠く及ばない ＝避難指示が遅かった福島第一原発が立地する市町村と浪江町



資料：福島県市町村民経済計算



資料：福島県市町村民経済計算



資料：福島県市町村民経済計算

余白ができたので②

聖教新聞「復興と文化」取材班編（2024）「インタビュー 悲しみの中で絆を確かめる－作家・石牟礼道子氏に聞く－」『復興と文化－常態化する災後社会のなかで－』第三文明社，pp.14-16

……あとは何もおっしゃいませんでしたが、その沈黙のほうに、言葉に出されたよりもたくさんの思いが込められているように感じました。……決して多くは語られませんが、語られないことの中に、人間の絆がいっぱい詰まっているように思いました。

2010年度から2024年度までの合計15年度の間に浪江町役場が国などに提出した要望書が対象

自由民主党東日本大震災復興加速化本部
本部長 谷 公一 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

令和6年 12 月 25 日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 栄光

福島県双葉郡浪江町議会議長 平本 佳司



1. 柔軟かつ十分な復興財源の確保等

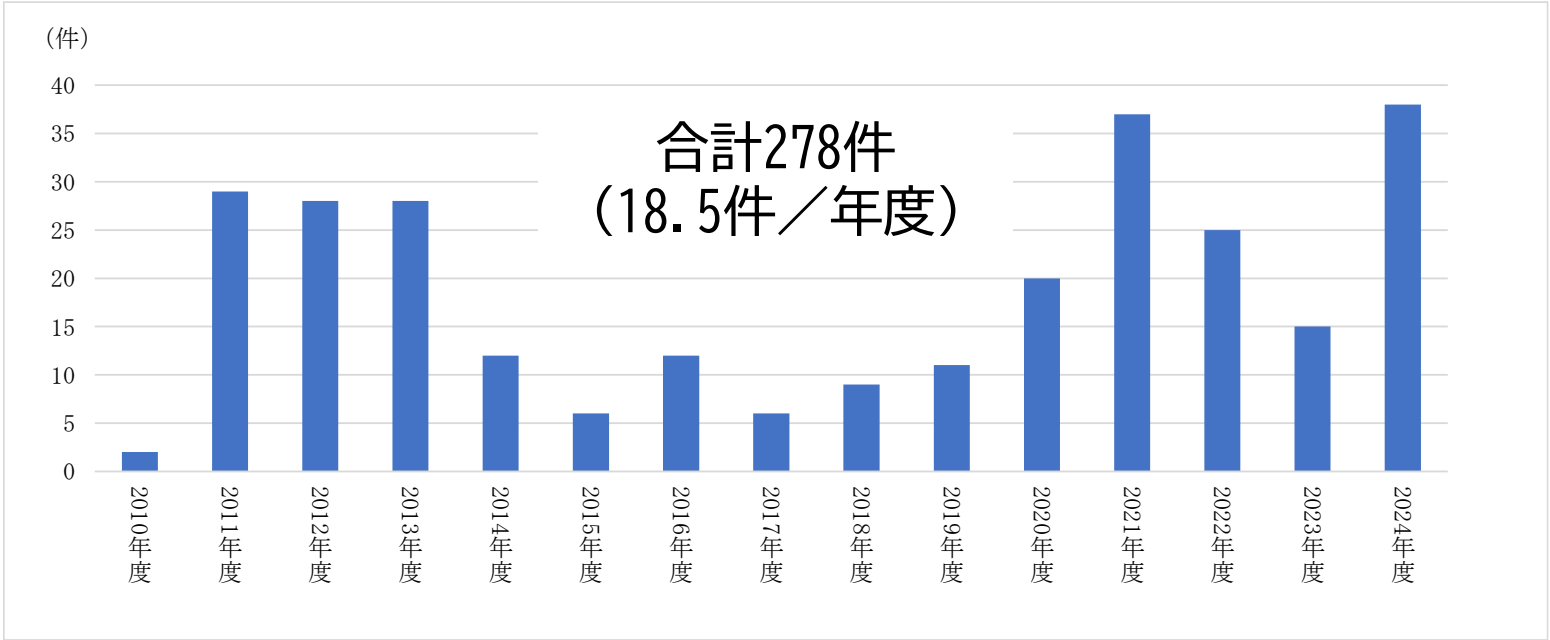
- 第2期復興・創生期間において計画されている施設整備等で、物価高騰の影響により、事業費の財源に不足が生じることのないよう、柔軟かつ十分な予算を確保すること。
- 第2期復興・創生期間後においても必要となる事業を切れ目なく実施できるよう、復興を加速するための予算、制度を確保すること。また、働き方改革等の社会情勢の変化に柔軟に対応した予算を確保すること。

2. 帰還困難区域の再生

- 帰還困難区域の避難指示解除に向けては、国と町が一体となり、住民に寄り添いながら、帰還したいと思うことができるように生活範囲や営農の意向などを踏まえ、除染及び生活排水などの環境整備に迅速に取り組むこと。また、残された土地・家屋などの課題についても、帰還困難区域全ての避難指示解除のためには、面的な除染が必須であり、全域の避難指示解除に向けた方針を示すこと。
- 当町の面積の約8割が帰還困難区域であり、さらに帰還困難区域の約9割が森林となっているため、早急に国有林を含めた森林の管理方針を示すこと。
- 長期避難を余儀なくされていた住民にとって、荒廃し居住できなくなった住まいの新たな確保が喫緊の課題であり、近年の住宅建築コストの高騰が帰還をより一層困難なものにしている。帰還を実現するため、帰還者向けの住まいの確保対策など、帰還促進に向けた取組への支援を行うこと。
- 特定復興再生拠点区域外においては、放射線量が課題となり、事業者が事業の実施、事業の再開ができない状況にある。帰還意向に基づく除染だけではなく、帰還気運の醸成に向けた生活基盤の整備が必要であることから、住民の利便性を向上させるため、被災事業者の事業再開、事業等で利用する意向の土地についても、除染と避難指示解除ができる制度を構築すること。

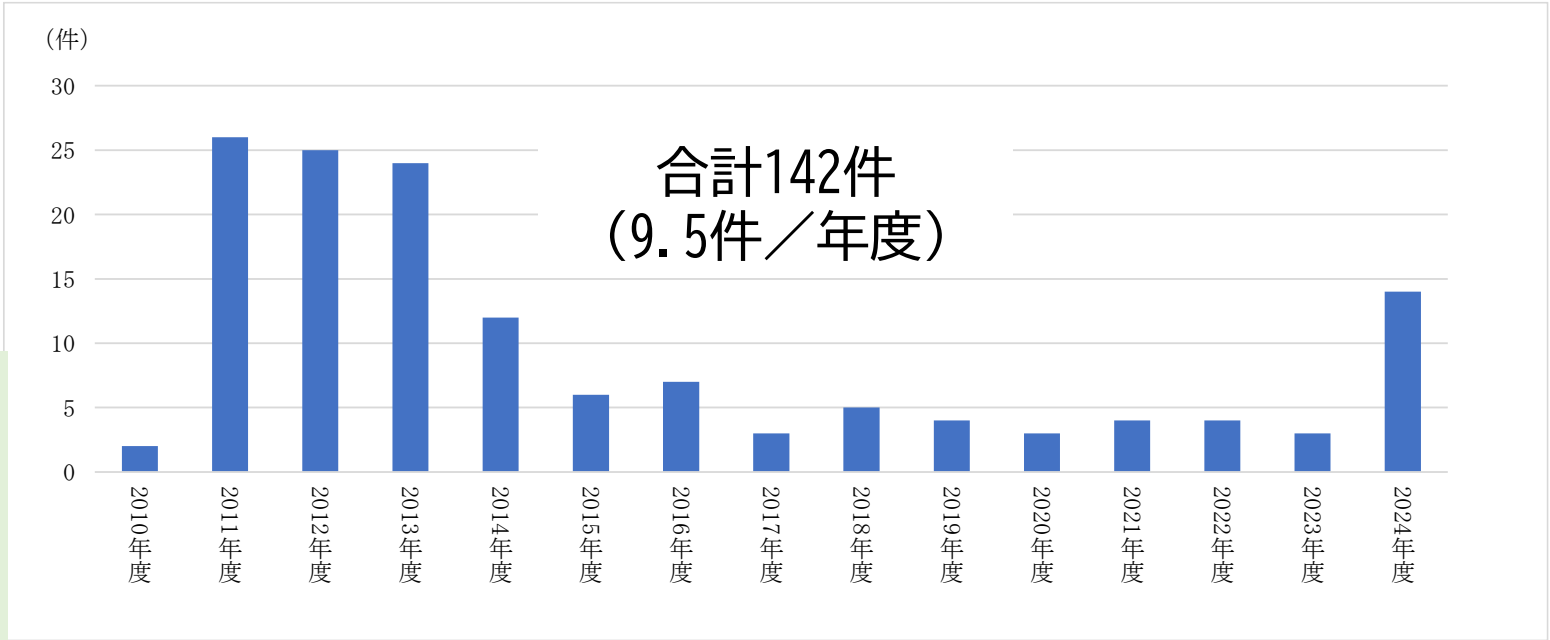
(1) 要望書の件数

【総数】



【統合後】

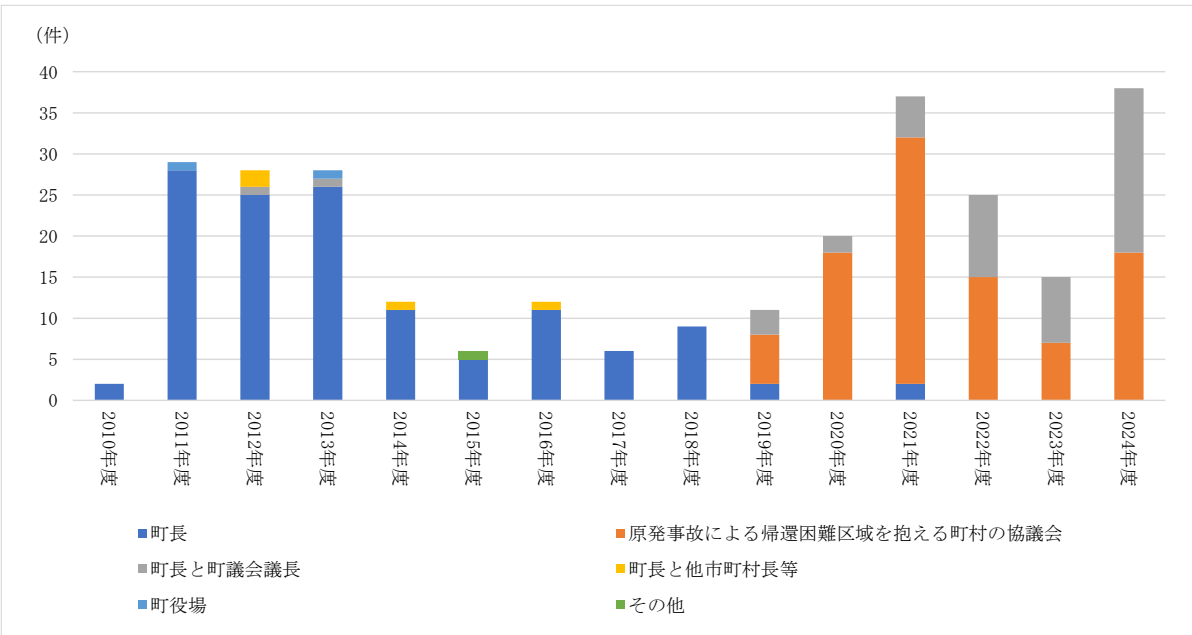
↑
内容がまったく
同一またはほぼ
同一である要望
書を一つとして
みなした場合



(2) 要望書の提出者

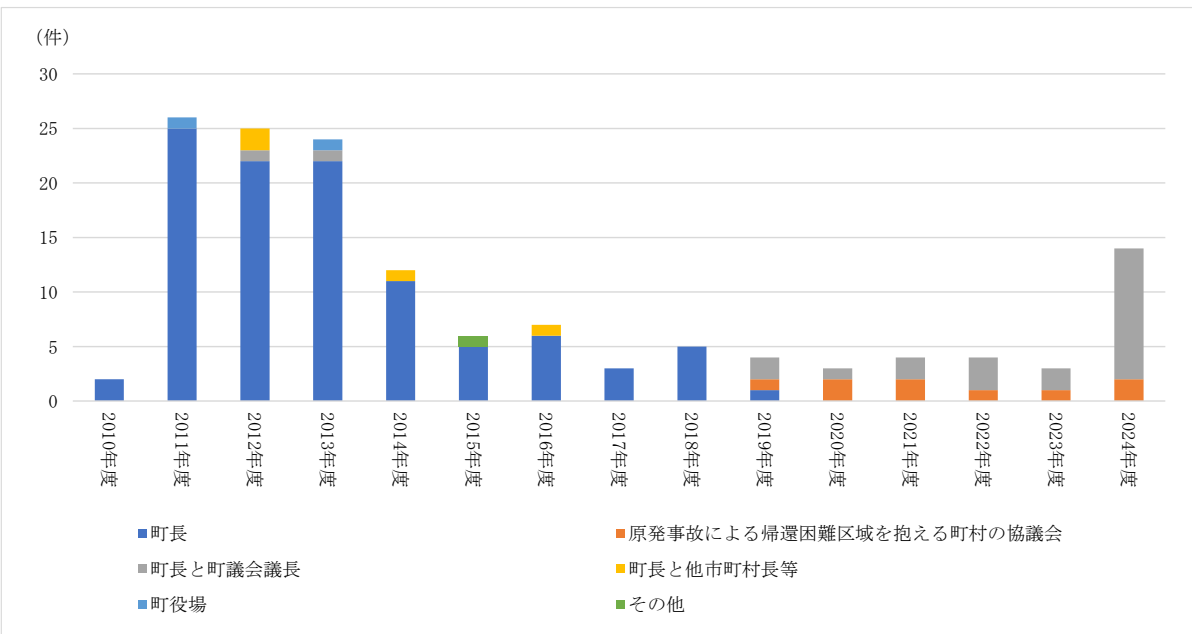
【総数】

- 馬場有町長時代（～2018年度）は「町長」が93%
- 吉田数博町長・吉田栄光町長時代（2019年度～）は「町長と町議会議長」が33%、帰還困難協議会が64%



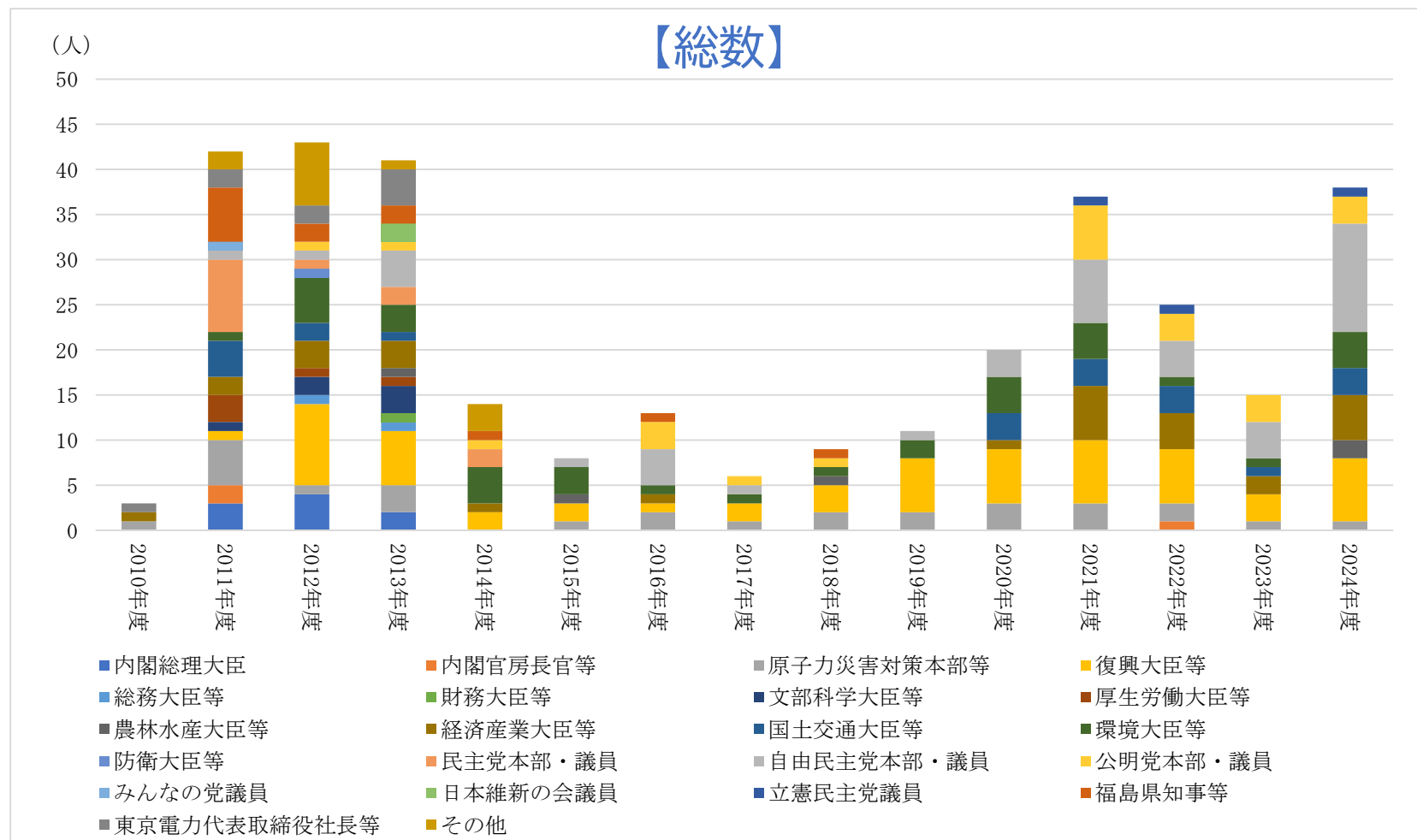
【統合後】

- 馬場有町長時代（～2018年度）は「町長」が92%
- 吉田数博町長・吉田栄光町長時代（2019年度～）は「町長と町議会議長」が69%、帰還困難協議会が28%

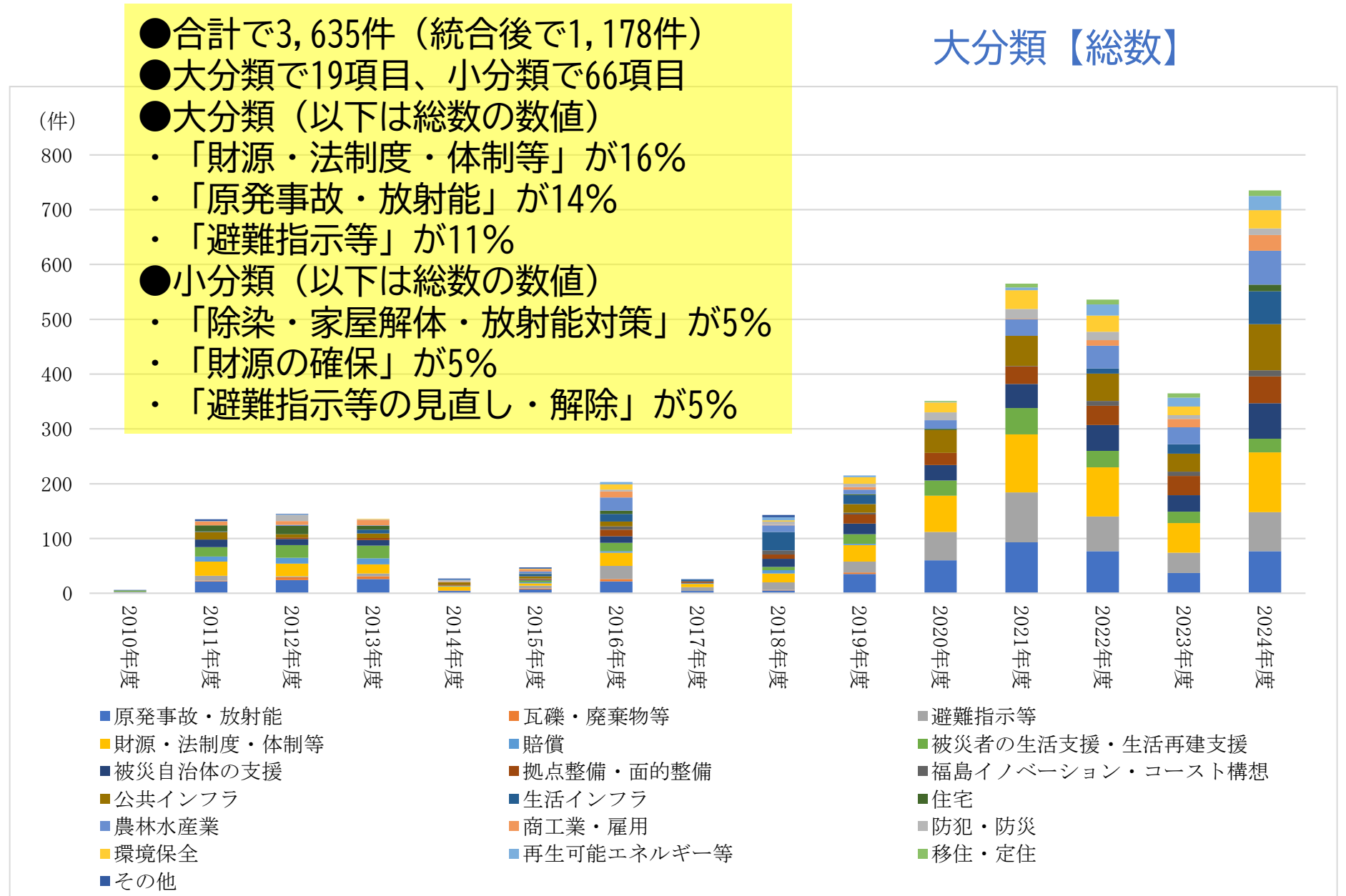


(3) 要望書の名宛人

- 復興大臣等が22%、自由民主党本部・議員が15%、環境大臣等が13%
- 2010年度から2013年度ころまでは、内閣総理大臣、民主党本部・議員、福島県知事、東京電力代表取締役社長等などが相対的に多い
- 2020年度ころからは経済産業大臣や自由民主党本部・議員などが増加



(4) 要望書の内容



●時期的な偏りが無いもの

- ・「原発事故・放射能」、「財源・法制度・体制等」、「被災自治体の支援」、「公共インフラ」など

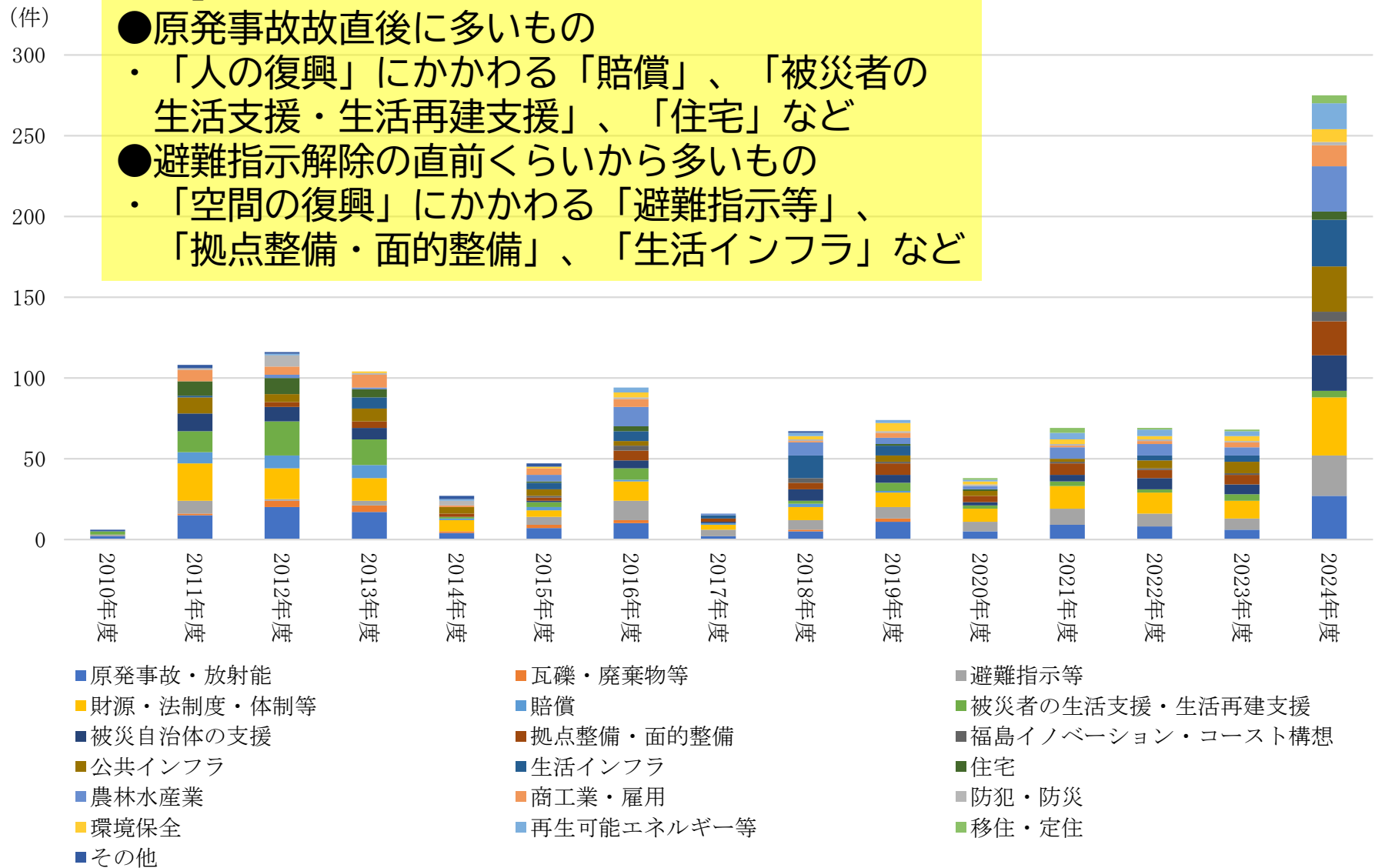
●原発事故直後に多いもの

- ・「人の復興」にかかわる「賠償」、「被災者の生活支援・生活再建支援」、「住宅」など

●避難指示解除の直前くらいから多いもの

- ・「空間の復興」にかかわる「避難指示等」、「拠点整備・面的整備」、「生活インフラ」など

大分類【統合後】

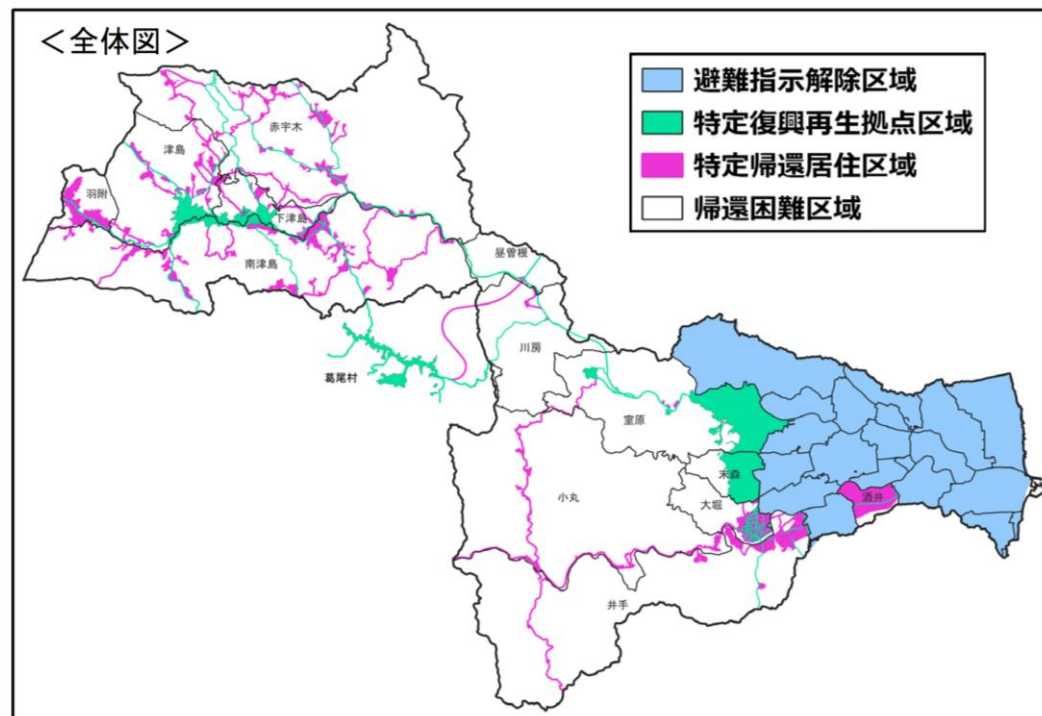


4 主要要望内容に関する考察

(1) 「除染・家屋解体・放射能対策」、「避難指示等の見直し・解除」、「帰還困難区域の再生」について

①経緯と到達点

- 当初、浪江町の行政区域の81%が帰還困難区域
- 一貫して帰還困難区域の全域の除染・解除・再生を要望
- これまでに3つの解除制度
 - ・特定復興再生拠点区域(2017)
 - ・土地活用制度(2020)
 - ・特定帰還居住区域(2023)
- 解除済(拠点区域) + 解除予定(居住区域)は1601ha(帰還困難区域の当初面積の9%)



■参考：帰還困難区域の指定状況（2025年8月時点）

単位：ha

	行政区域	帰還困難区域・旧帰還困難区域							
			帰還困難区域				旧帰還困難区域		
				特定帰還 居住区域	中間貯蔵 施設	その他		特定復興再 生拠点区域	土地活用 区域
合計	113,474 100%	33,854 30%	31,080 27%	2,139 2%	1,600 1%	27,342 24%	2,774 2%	2,747 2%	26.7 0%
大熊町	7,871 100%	4,864 62%	4,004 51%	440 6%	1,100 14%	2,464 31%	860 11%	860 11%	0 0%
双葉町	5,142 100%	4,921 96%	4,366 85%	530 10%	500 10%	3,336 65%	555 11%	555 11%	0 0%
富岡町	6,839 100%	850 12%	460 7%	220 3%	0 0%	240 4%	390 6%	390 6%	0 0%
浪江町	22,314 100%	18,139 81%	17,478 78%	940 4%	0 0%	16,538 74%	661 3%	661 3%	0 0%
飯舘村	23,013 100%	1,080 5%	887 4%	0 0%	0 0%	887 4%	193 1%	186 1%	6.8 0%
葛尾村	8,437 100%	1,600 19%	1,485 18%	5 0%	0 0%	1,480 18%	115 1%	95 1%	19.9 0%
南相馬市	39,858 100%	2,400 6%	2,400 6%	3.7 0%	0 0%	2,396 6%	0 0%	0 0%	0 0%

注：この表は、市町村に対するアンケート調査などの結果をまとめたものである。

②今後の課題

- 最新の要望書の内容は、①帰還困全域の解除方針の明示、②拠点区域でのインフラ整備やフォローアップ除染、③帰還困を抱える町村の総合的な支援
- ほとんどのものは予算措置の問題だが、帰還困全域の避難指示解除については未解決の課題
- 国は将来的に帰還困全域の解除の方針だが、現状はいびつな復興の推進
- 国は帰還困全体の将来像と避難指示解除に向けた具体的な方針を示すとともに、その実現手段としての法制度を創設することが必要

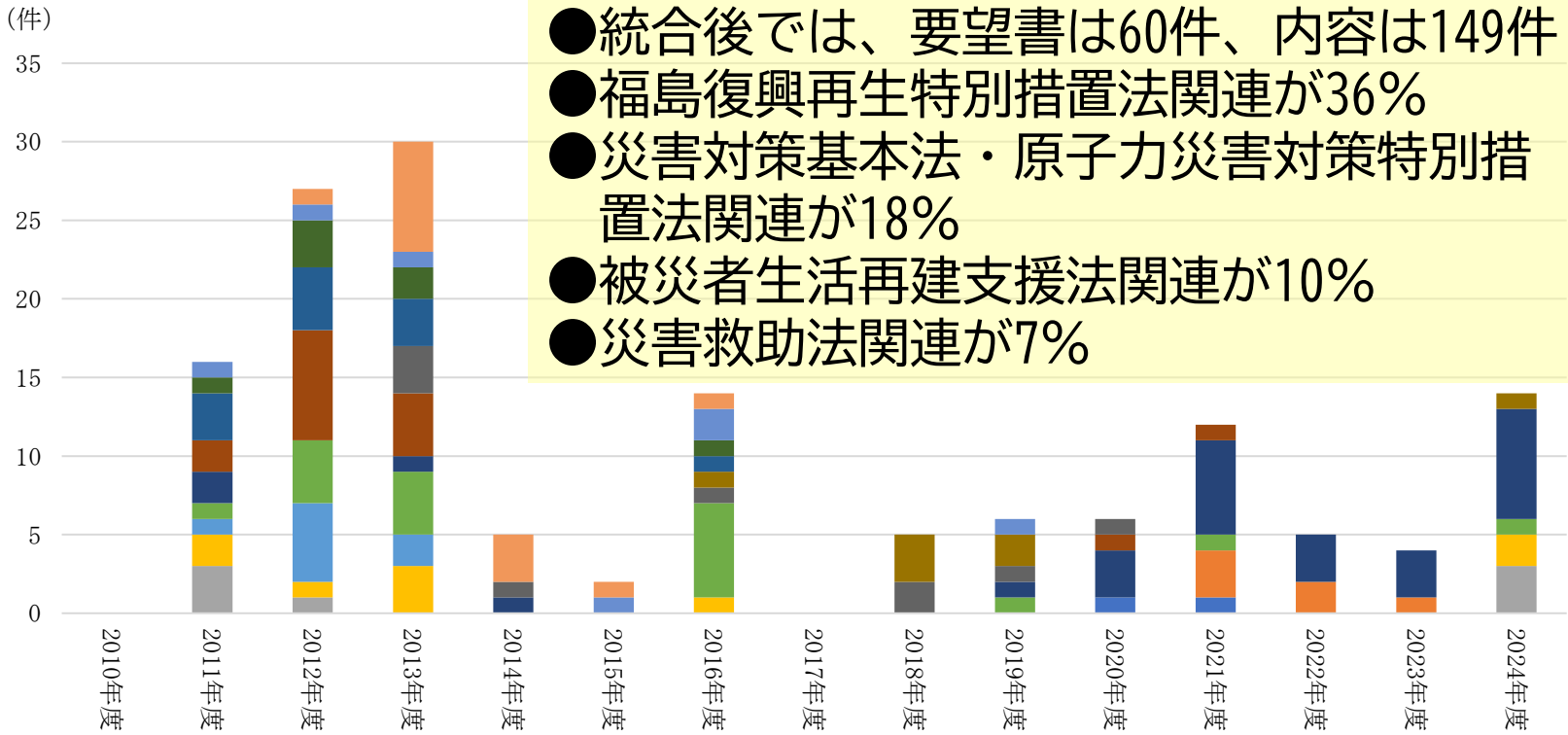
年月日	提出者	名宛人	要望書名	内容
2024年5月14日	原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会長 吉田淳	自由民主党 東日本大震災復興加速化本部長 根本匠	帰還困難区域の復興・再生に向けた要望書	1. 特定復興再生拠点区域復興再生計画に含まれなかった帰還困難区域（以下「拠点区域外」という）について (1) 拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施 (2) 残された土地・家屋に対する方針の明示 (3) 帰還困難区域の全てを避難指示解除するためのビジョンの明示 (4) 拠点区域外への立入規制の緩和とこれに伴う防犯対策の一層の強化 (5) 住民への生活支援の継続 (6) 住民の帰還気運醸成のための拠点区域外の除染・解体の実施 (7) 除染土壌等の最終処分地選定等 2. 特定復興再生拠点区域復興再生計画に含まれる区域（以下「拠点区域」という）について (1) 避難指示が解除された拠点区域の整備の促進 (2) 放射線量の測定及び線量低減対策の実施 3. 原発事故による帰還困難区域を抱える町村の復興・再生について (1) 復興・再生に向けた人的・財政的支援 (2) 交通網の整備 (3) 先行解除された地域との公平な支援 (4) 風評対策

(2) 「法制度の整備・改善」について

①要望の概要

【統合後】

●統合後では、要望書は60件、内容は149件
●福島復興再生特別措置法関連が36%
●災害対策基本法・原子力災害対策特別措置法関連が18%
●被災者生活再建支援法関連が10%
●災害救助法関連が7%



- 福島復興再生特別措置法（風評対策に関する交付金制度）
- 福島復興再生特別措置法（復興に関する総合的な制度）
- 福島復興再生特別措置法（長期的な医療保障制度）
- 災害対策基本法・原子力災害対策特別措置法
- 地方税法
- 災害救助法
- 原発避難者特例法
- 福島復興再生特別措置法（移住・定住の促進制度）
- 福島復興再生特別措置法（事業再開等に関する制度）
- 福島復興再生特別措置法（その他）
- 被災者生活再建支援法
- 地方交付税法
- 原子力損害の賠償に関する法律
- その他

1) 福島原発事故の発生直後における要望

●福島復興再生特別措置法

- ・事業再開等：避難先での事業継続・再開に資する補助制度の創設・充実など
- ・長期的な医療保障制度：全国の医療機関での検診費の無償化、健康管理手当や保険手当などの諸手当の交付、法定の放射線健康管理手帳の交付など

●被災者生活再建支援法

- ・原子力災害の被災者にも適用
- ・被災者生活再建支援金の支給：生活資金の支給、長期管理不可能住宅のみなし全壊による被災者生活再建支援金の支給
- ・税金の減免：賠償金によって取得する家屋などの経費に対する課税の免除

●災害救助法

- ・仮設住宅の入居期間：1年ずつの延長ではなく長期入居制度
- ・仮設住宅の住み替え制限の緩和：複数回でも住み替え可能にするよう緩和
- ・都道府県による対応の違いの是正：原子力災害の特性に応じた法整備

2) 近年における要望

●福島復興再生特別措置法

- ・移住・定住の促進：交流人口を拡大する施策と交流人口から定住人口につなげる施策に関する十分な予算の確保と柔軟な支援制度の構築

●災害対策基本法・原子力災害対策特別措置法

- ・特定復興再生拠点区域外の避難指示解除：先述のとおり
- ・帰還困難区域での立入規制の緩和：住民が立ち入る場合の手続きの簡素化

②今後の課題

- 福島原発事故とその後の福島の復興について、国民全体で総合的な検証を行うことで教訓を導き出すことが重要
- その教訓に基づいて原子力災害の特質に即した法制度を構築することが必要
- 原発事故後に法律の制定や改正などが行われているが、基本的な法制度の構造は変わっていない
- 浪江町以外の原発避難12市町村や避難指示区域外の市町村を対象として、法制度の整備・改善に関する要望の分析を行うことは、原子力災害の特質に即した法制度を構築する上での検証作業の一つとして重要

(3) 「人的支援」について

①業務量・予算額と職員の推移

1) 業務量・予算額

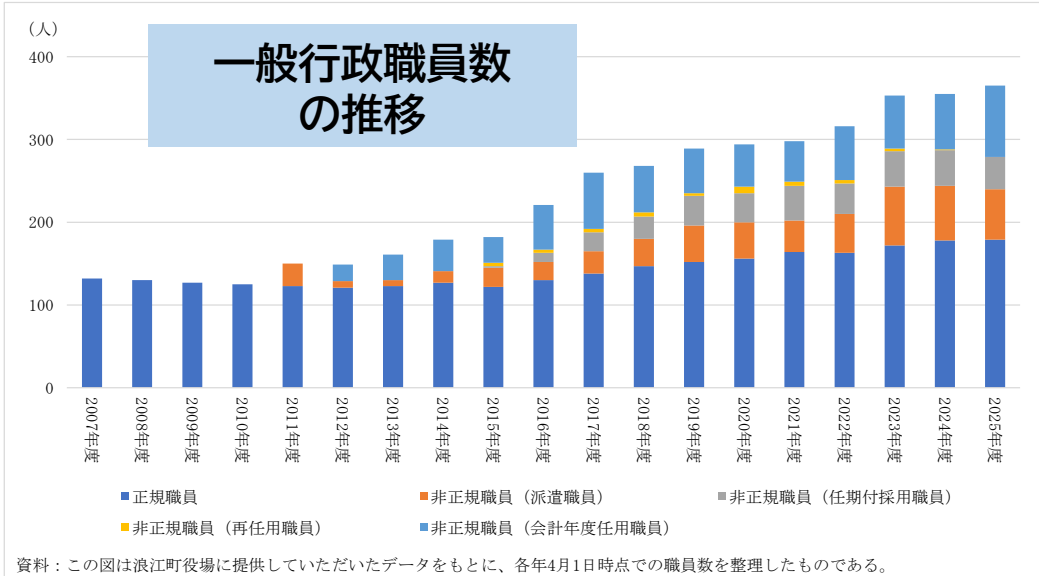
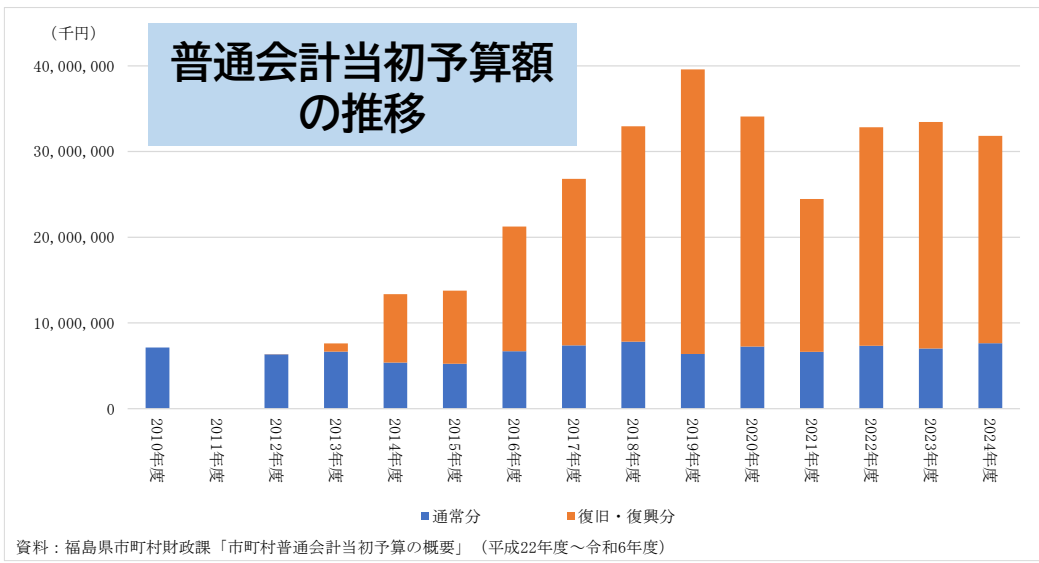
- 2010年度： 71億円
- 2024年度： 318億円 (4.5倍)
- ※242億円は復旧・復興分

2) 職員

- 2010年度： 125人
 - ・ 正規職員： 125人
 - ・ 非正規職員： 0人
- 2024年度： 355人 (2.8倍)
 - ・ 正規職員： 178人 (1.4倍)
 - ・ 非正規職員： 177人

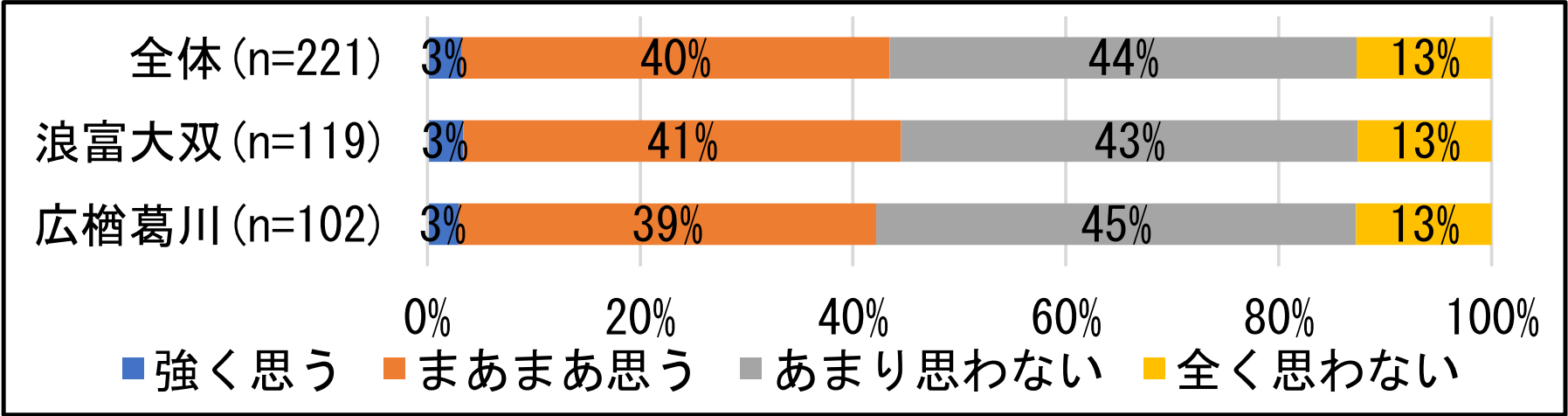


要望：新たな人的支援の仕組みを検討・構築し、専門性の高い分野などへの国家公務員の派遣も含め、人材面での支援の継続（特に建築・土木、農業土木系の技術職）



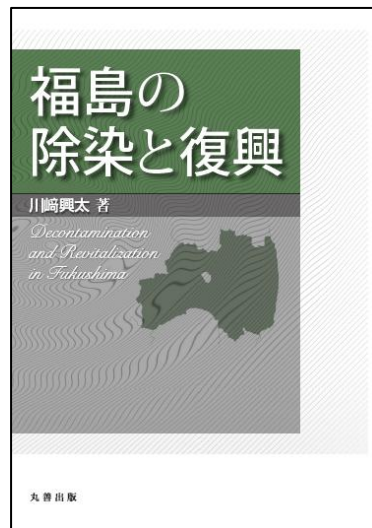
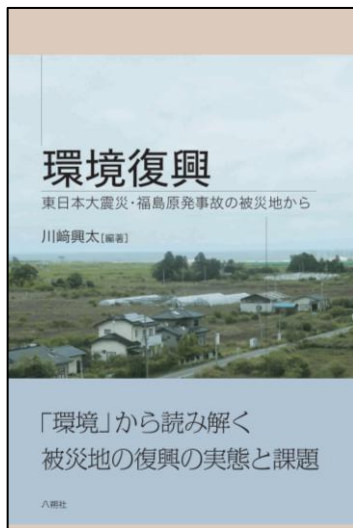
②今後の課題

- 日本の防災・復興法制度では、復興の行政主体の基本は市町村との位置づけ
- 国は原発事故の原因者の一者であるが支援者との位置づけ
- 国は自治体と協議して復興を進めると言うが、自治体は脆弱になった状態で、職員同士が復興の方向性を共有できていないままに復興予算を消化
- 国は、自治体職員の実態に関する調査・検証を行い、自治体が復興の行政主体として役割を十分に発揮しうるための支援のあり方を検討する必要



復興のあり方を役場内で議論できていると思うか

出典：鈴木伶音・高橋和詩・荒川知輝・田澤士琉・佐藤陽菜乃・川崎興太（2023）「双葉郡8町村における自治体職員の現状と課題」『日本都市計画学会都市計画報告集』第21号，pp. 439-446



参考文献

- 川崎興太編（2018）『環境復興－東日本大震災・福島原発事故の被災地から－』八朔社
- 川崎興太（2018）『福島の除染と復興』丸善出版
- 川崎興太編（2021）『福島復興10年間の検証－原子力災害からの復興に向けた長期的な課題－』丸善出版
- 川崎興太編集代表（2022）『福島原発事故と避難自治体－原発避難12市町村長が語る復興の過去と未来－』東信堂
- 川崎興太（2022）『福島復興の到達点－原子力災害からの復興に関する10年後の記録－』東信堂
- 川崎興太（2023）『都市計画・まちづくりの基礎研究－人口減少・非成長時代における課題と可能性－』花伝社
- 川崎興太・窪田垂矢・石塚裕子・萩原拓也編（2024）『福島復興の視点・論点－原子力災害における政策と人々の暮らし－』明石書店
- 川崎興太編（2024）『福島の原因と現風景－原子力災害からの復興の実相－』新泉社

